

# 1. 平成24年第4回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

平成24年9月11日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 2番  | 田中康久  | 3番  | 森喜人   |
| 4番  | 田代はつ江 | 5番  | 兼山悌孝  |
| 6番  | 野田龍雄  | 7番  | 鷺見馨   |
| 8番  | 山田忠平  | 9番  | 村瀬弥治郎 |
| 10番 | 古川文雄  | 11番 | 清水正照  |
| 12番 | 上田謙市  | 13番 | 武藤忠樹  |
| 14番 | 尾村忠雄  | 15番 | 渡辺友三  |
| 16番 | 清水敏夫  | 17番 | 美谷添生  |
| 18番 | 田中和幸  |     |       |

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

1番 山川直保

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|        |      |                |      |
|--------|------|----------------|------|
| 市長     | 日置敏明 | 副市長            | 鈴木俊幸 |
| 教育長    | 青木修  | 市長公室長          | 田中義久 |
| 総務部長   | 服部正光 | 健康福祉部長         | 布田孝文 |
| 農林水産部長 | 野田秀幸 | 商工観光部長         | 蓑島由実 |
| 建設部長   | 武藤五郎 | 環境水道部長         | 木下好弘 |
| 教育次長   | 常平毅  | 会計管理者          | 山下正則 |
| 消防長    | 川島和美 | 郡上市民病院<br>事務局長 | 猪島敦  |

国保白鳥病院  
事務局 長 日 置 良 一

郡 上 市  
代表監査委員 齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長 池 場 康 晴

議会事務局  
議会総務課 長 丸 井 秀 樹

議会事務局  
議会総務課 長 補 河 合 保 隆

### ◎開議の宣告

○議長（清水敏夫君） おはようございます。議員各位には連日の執務御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日の欠席議員は1番 山川直保君であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

(午前 9時30分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

2番 田中康久君、3番 森喜人君を指名いたします。

---

### ◎一般質問

○議長（清水敏夫君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。答弁につきましては要領よくお答えされますようお願いいたします。

---

### ◇ 兼 山 悌 孝 君

○議長（清水敏夫君） それでは、5番 兼山悌孝君の質問を許可いたします。

5番 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） おはようございます。議長の許可を得ましたので、1番バッターとして質問させていただきます。気分は前座としてやりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まずその前に、8月22日にめでたく竣工しました相谷トンネル、早速ですけれども交通量がふえまして、大変地元の議員として喜んでおるものでございます。今後これが地域の活性化につながれば本望だと思いますし、またそれに向かってまた努力もしていきたいと思いますが、当局あるいは管理者の皆様にも、これから周辺の整備もお力添えいただきますよう切にお願いするものでございます。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

まず、第1番目に市民協働センターについてお伺いします。これは6月の質問で取り上げた中でのことですが、7月に立ち上がってから現在に至るまでその現状と、それからこのことに関して私大変期待しておるところでございますが、この先どういうふうになっているのかお伺いした

いと思います。市長、お願いします。

○議長（清水敏夫君） 兼山悌孝君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、ただいまの市民協働センターのオープン以降の活動状況につきまして報告させていただきます。

まずもって昨年の設置検討委員会以降、本当に多くの団体の皆様あるいは関係の市民の皆様にもまして市民協働型で準備を進めていただきました。予定どおり7月2日にオープンになったということで、大変ありがたく感謝を申し上げたいと思っております。

このセンターにつきましては公設民営というふうなスタイルでもちまして、市におきまして大和庁舎1階に事務所を設置させていただきまして、その後の運営につきましては行政提案型協働事業によりまして、郡上市市民協働センター運営委員会と、こうした団体がその運営を受託されまして、7月2日のオープン以降はこの運営委員会を通じまして、より市民主体の形での取り組みが始まってきたところでございます。

この運営委員会につきましては、この春、市内各界各層で構成していただきました準備委員会におきまして推薦選出された6名の方、重立って検討委員会の方を引き継いでやっていただく方が2名でありますとか、自治会あるいは公民館そうしたNPOとか関係の団体の代表の方ということになります。加えまして、公募に応募された方の中から選考によりまして委員となられた3名の方、それから行政の代表としては副市長また議会からもお一人ということで、ことしにつきましては森議員が御参画いただいておりますということで、11名で組織されております。

また、平成19年からの活動がありましたまちづくり市民会議の会長また設置検討委員会ですね、こちらの会長の方も顧問という形で参画されまして、これまでの取り組みが継続的に、あるいはこれまでの議論がいろんな形でそこに反映されるというふうな組織とされております。

事務局につきましては、専属の協働コーディネーターというふうな機能を持たせるという意味で、若い女性ですけども、大勢の中から選考されて1名雇用されてスタッフとなっております。非常に自主性を持って対応していただいているということでもあります。

あわせまして、郡上市としましても、これまでも市の行事としまして、行政の立場からさまざまな協働まちづくり事業を展開させていただいておりますので、これを連携して推進をすると、こうした意味で、センターのスタッフという意味ではありませんが、連携して協働事業を進めていくという意味で企画課の職員1人を常勤させておりまして、現場的には常勤が2名の体制で今、日々の日常業務が行われております。

また、私も時々ぞきますがほとんど毎日のように、この運営委員の中から2名、1名はセンター長 上村英二さん、それからセンター長補佐ということで田中和久さん、この2人の方がほと

んど毎日のように出向かれまして、さまざまな問題・課題につきましてその場での対応を進めてみえる。1週間に1回この4名が定例会議を持たれる。また、運営委員会はおおむね一月に1回開かれておりまして、順次、事業推進の話が進んできておるといふふうに見ております。

郡上市からも先般、補正でお願いしましたミニ行政パートナー、こうしたものはまさに市民の皆様のようないわばハローワークにおいて求職と求人を結ぶような場となるように、そういう意味でのお願いさせていただきまして、そういうふうな取り組みをしていただくと。また、協働まちづくり事業につきましては、掘り起こしでありますとか情報提供と、そういうことをやっていただいております。

それから、このセンターがまず3つの事業ということで立ち上げてみえる101プロジェクト、情報推進プロジェクト、自治カルテ作成プロジェクト、この3つについて概略を報告させていただきたいと思っております。

101プロジェクトにつきましては、具体的な協働事業を数多く提案するプロジェクトでありまして、あらかじめ市内の中学生、高校生、一般市民の方から協働事業の提案を募りまして、12月に開催を予定しておりますことしのまちづくりフェスティバルでこのコンテストを行うと。そして採用された提案につきましては事業化に向けてセンターがコーディネートしていくと。こうしたことは恐らくこういう協働事業の取り組みというものを具体的に情報発信し参加を寄せて、参加していただきながらこのことが広がっていくというプロセスになるんだろうと思っております。

それから情報発信につきましては、ホームページはおおむねできております。あと最終調整をされまして、間もなくこれがアップされる予定であります。大変わかりやすいと思っておりますのでアップされ次第、広く周知させていただきます。また文章の方も情報誌として創刊号を10月号として、10月に創刊号を発刊されるということで準備されておみえです。市内全世帯へまず初めにつきましてはお配りしていくと、こんなような計画があります。

また自治カルテにつきましては、これ非常に郡上市内大きな所帯ですから時間を要するものと見ておりますけれども、地域の課題を抽出して整理する、また市民協働を効果的に進めるための基礎資料とすると。こうしたことをセンターがコーディネート役になって、市民協働型による活動の実施を促すことで、先ほどの101プロジェクトなどと連携をさせて、現場でのその動きをつくってきたいという意欲を示されております。

こうした動きが今は始まってきたところでありますが、それから具体的な御相談に市民団体からも来ておられるようです。そんなようことで始まってまいりましたが、広く市民の皆様も育てる気持ちでどうか足を運んでいただきながら、大いにいろんな市民運動、こうした活動について御参加あるいは御指導いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(5番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） ありがとうございます。先ほど申しましたように大変期待もしておりますし、これからも注目していきたいと思うんですけども、今ありましたように具体的な相談も市民の方から来ておられるということで、これが具体的でなくても何とかしたいけれどもというような人もまた順次ふえていってもらえるとありがたいと思います。また一層の努力をお願いしたいと思いません。

続きまして、土砂崩落等の災害危険箇所についてお伺いいたします。

近年、気象状況の変化によるものなのか、自然災害も以前と比べると数多く発生しているように思われます。また、その被害も甚大なことが報道などにより私たちの目や耳に飛び込んできます。中でも集中豪雨による河川の氾濫や土砂崩れなどで命を落とされる方や家屋の崩壊あるいは農産物被害など、今日いつ私たちに降りかかるかもしれないようなとても他人事では済まされない状況下にあるのではないのでしょうか。

現に郡上市におきましても長良川の氾濫や谷の増水による土砂災害、山の斜面の崩落による家屋被害等、何度も経験しているところであります。市内どこへ行っても郡上は山、山、山に囲まれた狭隘な地形であり、少しでも平たいところは田んぼが占めていて、人家は山裾に多く、一旦雨が降ると裏山が崩れるのではないかと心配されている住民の方も多くおられると思います。また、幾度となく落石や床上・床下浸水に見舞われたおうちもあるように思いますが、市はこの現状をどのように把握しておられるのか、また災害防止の措置はどのように進められておるのかを伺います。

また、平成13年に施行された土砂災害防止法は、全国に余りにも多くある危険箇所の整備が予算的にも追いつかないために危険度の周知、警戒避難態勢の整備と一定の開発制限による住宅抑制等、土木工事によらない対策としてできたものでありますが、ハードな措置としては急傾斜崩落防止法が適用されているところだと思います。この法律は適用する条件が県により決められており、当てはまらない住宅はどのように対応されているのかお伺いします。

この急傾斜崩落防止法はその上に3つほど上位法というんですか優先的な法律があるわけですが、それによってカバーできるところはカバーできないのか、または裏山の手入れなどに助成することによって、少しでも被害を小さくする手だてがないものか御検討をお願いしたいと思いますが、建設部長よろしくお願ひします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 市の今の状況でございますけれども、土石流危険渓流総数が434渓流ございます。そのうちに着手している危険渓流が75渓流、未着手の危険渓流が359渓流ございます。それから急傾斜地の危険箇所総数としましては1,030カ所で、着手しておりますところが62カ所、

未着手の危険箇所数が968カ所といったように、非常に多くの危険箇所があります。

それで、先ほど言われました平成13年に土砂法が施行されまして、それを受けまして郡上市とし  
ましても、平成24年度を目標に土砂災害の警戒区域の指定を進めておるところでございます。この  
区域の指定の調査につきましては、工事を目的とする調査ではございませんけれども、地域の方に  
住んでみえる方に、自分の住んでいる位置の危険度を十分知っていただく中で、いざというときに  
はすぐ避難をしていただくということと、また、そういったときの避難経路等も含めまして、この  
調査をもとに、またハザードマップ等も整備して対応していきたいというふうに考えております。

それから、今の急傾斜地で採択基準に適合しない地区についてですけれども、そういった箇所につ  
いては、裏の山腹になりますけれども、そういったところが既に急傾斜に指定されているかとか  
いないとか、保安林になっているとかいろいろな条件がございますけれども、たしか今の急傾斜の  
採択にならないような裏山につきましては、まずは治山事業等で対応できないかということで検討  
して、実際にもそういった箇所は治山事業で対応してきた箇所もございます。

そういった中で今後の事業をどういうふうに進めていくかということになりますけれども、なか  
なか時間と事業費が膨大ということでございますけれども、こういった調査をもとに、今後は弱者  
施設、学校、病院それから地区の避難所等といったような危険度の高いところから優先的に事業実  
施を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

(5番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） ありがとうございます。憲法の中に国民は日本国土の中のどこにおってもひ  
としくサービスを受ける権利があるということで、この急傾斜崩落防止法というのはくくりがある  
というのはまた法律の中に若干矛盾するところもあるというような気もするんですけれども、だけ  
ど理想と現実というのは、限られたものは限られたようにしかできないというジレンマがありまし  
て、私もいろんなところでいろんな場所を見て、ここは危ないなという話も聞いたりあるいは目に  
したりするんですけれども、何とかこの先も被害が本当に少しでも少ない地域づくりあるいは措置  
をやっていければなというふうに思いますので、どうか当局にもそのあたりのフォローをできる限  
りのところをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして次の質問に入ります。道路周辺のぼい捨てなどについて質問したいと思いますのでよ  
ろしく申し上げます。

たった今の質問で郡上は山、山、山と言いましたけれども、これは悪いことばかりじゃなしに、  
風光明媚な自然環境というのは郡上の宝でもありますし、夏、冬を問わず観光客の訪れる自慢の里  
でもあります。

しかしながらよくよく周り、周辺を見ますと、道路の脇には空き缶やいろんなごみが多く捨てら

れておるところがございます。心ない人の行為に大変腹立たしく思うところもあるんですが、何とかこのぼい捨て等を防止する方法はないものかとお伺いするものでございます。

私は時折、自分の本業以外に道路維持管理をする会社について仕事を一緒にすることがあります。車で通り過ぎながら見る量よりも実際にそこを歩いてみると、ごみというのは大変な量でございませう。これには本当に啞然とします。本当にこれだけ、ごみの数ほど心ない人が多いのかなというような感じも受けるところですが、ぼい捨てのごみというのは美観を損なうだけじゃなしに、こうした作業をする人たちの妨げになっており、あるいは草刈り等の歯ではねて飛んでいたりして危険なこともよくあることなんです、市にはポイ捨て防止条例というのがつくってございますが、実際にこれが機能しているかということを考えますと、一抹の疑問と不安があるんです。

そこで、自然環境に恵まれて心豊かに暮らせるというのは私たちの権利であると思えますし、また、せっかく自然を求めて郡上に訪れる人たちのために、何とか実効のある手段はないかと私思うところがございますが、当局はどういうふうに、難しいと思うんですけれども、手段はないのかということでお伺いしたいと思えます。

例えば過去にも少しはあった、不法投棄の分であったと思うんですけれども、パトロールあるいは清掃、そしてまた都市部にある路上喫煙ですね、これの摘発のような権限を持たせるようなことができないかというようなことを思うんですけれども、当局の御意見をお伺いします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

環境水道部長 木下好弘君。

○環境水道部長（木下好弘君） お答えをいたします。

最初に少しポイ捨て等防止条例について触れさせていただきます。

郡上市ポイ捨て等防止条例がございませうが、これはぼい捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について、良好な生活環境を確保し、清潔なまちづくりを推進することを目的に、ぼい捨ての禁止や飼い主の遵守事項等を定めているというものでございます。

また、禁止事項や遵守事項とともに市民等の責務それから事業者、土地所有者等それから飼い主の責務を定めておまして、あわせて、市の責務といたしまして、関係防止策の実施を定めており、これまでの市の取り組みといたしましては、防止啓発看板の設置、これ不法投棄やぼい捨て、ふん害等でございますけれども、そうした看板の設置それから市の広報紙やケーブルテレビによる啓発、また時折、防止チラシの配布等も実施もさせておっていただきます。

それから、苦情や通報によります不法投棄物の回収、それと自治会や市民団体、事業者等によります清掃活動が各地域で行われておりますので、ごみ袋の提供とか回収物の収集とかといった支援をさせておっていただくということでございます。また、20年度から23年度には緊急雇用対策事業によりまして、臨時雇用による不法投棄のパトロール等回収事業を実施いたしております。



しかしながら議員ただいま御指摘のとおり、ぼい捨てを初めとしまして不法投棄等がなかなか改善されておらんのが現状でございます、不法投棄の苦情対応件数はここ数年、年間五、六十件と。それからただいま申しましたパトロール回収を含めると100件前後から百数十件というふうに非常に多い現状となっております。

どこかに委託してパトロールとともに清掃や、例えば都市部にある路上喫煙の摘発のような権限を持たせて、そのような委託等のことができんかというような、取り組みかできんかという御質問でございますけども、比較的都市部において路上喫煙とかぼい捨て等の取り締まり地区を定めまして、違反者から過料を徴収したり、また地区以外については勧告等の措置命令をしてるようなところがございます。これは調べますと都市部が多いということで、郡上市の分析をしますと、都市部は比較的歩行者のぼい捨て等を対象にした措置がされておるといような現状でございます。

郡上市につきましては、恐らくぼい捨て、不法投棄とか車を中心と思われまして、また通り客も非常に多いという土地柄でございますので、市域につきましては非常に面積が広く、道路延長も国県道、市道合わせますと約1,500キロほどございます。

そうした中で専門の巡視員の配置につきましては、特に車を中心というようなことからその効果面、それからエリアが非常に広く、道路も監視すべきところが多いというようなことから、財政的にも非常に厳しいものがあるであろうということで、地域住民の方々や事業者、団体等の協力が不可欠であるというふうに考えております。

こうした中で緊急雇用対策事業が23年度で終了いたしましたけれども、24年度も市の単独事業で不法投棄パトロールと回収事業を実施することといたしております。これまでの看板設置や広報紙での啓発等の施策は引き続き実施しながら、自治会等にも一層の協力をお願いしながら、しばらくはこのパトロール事業を継続していきたいというふうに考えております。

また、不法投棄をしにくい環境づくりということがぼい捨て等の防止にもつながることというふうに考えられますので、まずは不法投棄をしにくい地域づくりに向けて、現在、一部の団体と例えば協定等結びまして「不法投棄パトロール中」といようなマグネットシールを車に張っていただくようなことができれば、そのような取り組みの巡回パトロールや通報等の協力を求める仕組みづくりができないかというようなことを模索しておるところでございます。

不法投棄の防止やぼい捨て、ふん害の防止などこうしたことから地域全体で監視、見守っていく仕組みづくりにつなげていけないかということも模索していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(5番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 兼山悌孝君。

○5番(兼山悌孝君) ありがとうございます。誰しも思うところと実際というのは乖離があつて難

しいと思うんです。けさもここへ来るときに堀越をおりますと、いつも捨てられるところはいつもごみがあるんですね。なら、おまえ、自分で拾ってけやと言われる方、思われる方もあるかもしれませんが、なかなかここを拾ったら次もあるし、以前、和良岳で国道をある会でやったことがあるんですけども、軽トラに3杯ぐらい出たんです。草場があるとそこには草に隠れて見えんけどいっぱいあるんです。これ別に公共の場所ばかりでなしに、多分に民間の山とか田んぼのぼたとかあって、本当に周辺の方は困ってみえると思うんです。あるいはまた、観光客の中にもそこを見てげんなりする方もあると思われまして、またごみをいっぱい袋に詰めて道にほかっていかれるような心ない方もあります。

何とか、今部長が言われましたように都市部あるいはここらでいくと集落の近辺というのはボランティアなりで自治会の活動なりで清掃されることもあるんですけども、堀越とかいうようなところですね、ここらは人の手もなかなか及びにくいところもあります。何とかきれいにできないか、あるいは捨てる人が減らないか、ごみ箱を、かごですね、設置したところもあったんですけども、これがまたごみのごみを呼んで、そのぐる周りがいっぱいごみになって、とうとうそのかごを取り下げたというような例もございまして、大変難しい問題を含んでおるんですけども、まずこれがさっきの話、協働センターの中にも地域おこしの中にまたつながっていくようなこともできていったらええかなと思うところがございます。何とか知恵を絞ってお互いに美しい環境のふるさをつくっていきたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、兼山悌孝君の質問を終了いたします。

---

#### ◇ 渡 辺 友 三 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、15番 渡辺友三君の質問を許可いたします。

15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ただいま議長より許可いただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきますが、大きく1点でございまして、1点で40分もつのかというような大変御心配をいただいた方もあるんですけども、別にその時間にこだわることなく進めさせていただきたいと思っております。

今回質問させていただきますのは、市の公共施設における借り受け土地の現状と今後ということで御質問させていただきます。

まず、合併前の旧町村においてそれぞれの自治体の方針また考え方によりまして、公共事業を進める上で、苦しい財政をやりくりしながら基本的には用地を取得し事業を実施してきた町村、また用地は借地のままで実施されたところもあり、現在もまた今後においても借地契約のある期間は支

払いが続けられていくわけですが、私基本的な考えといたしまして、こういう公共施設として本当に必要、永久的な用地については、一時的に財政負担が膨らんでも公有地として取得を進めるべきでないかというふうに考えております。借地で継続して支払い続けるより、財政面からも有利ではないかというようなことも考えておりますが、この点につきまして、現在公共施設等の借地また建物はどの程度あるのか、件数また重立った施設についての御説明、御報告がいただきたいと思っております。

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君の質問に答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） まず、施設の借地、建物ほどの程度あるかということと、また件数とか重立った施設ということでございますが、まず土地でございます。これにつきましては全体で庁舎等を含めて132施設で671筆と、面積が44万1,557平方メートルと。賃借料においては9,225万7,000円ということで、これは大和工業団地も含めての数字でございます。これが土地についての借地の関係でございます。

また、この地区別ということでございますが八幡地域で18施設、また大和地域で27施設、白鳥地域で44施設と、高鷲地域で16施設、美並地域で11施設、また明宝地域で13施設、和良地域で3施設ということでございます。

それで主な内訳としましては、庁舎とか消防署また駐車場含めて8施設ということで1万1,876平方メートル、また病院関係で4施設ということで1万5,890平方メートル、公営住宅7施設等で1万5,734平方メートルでございます。学校関係でも12施設ということで1万5,399平方メートル、体育施設で4施設ということで7万2,421平方メートル、上下水道施設で18施設、1万1,900平方メートル、観光施設で20施設と、15万3,960平方メートル、福祉施設で10カ所で2万454平方メートルが主な施設でございます。ほかにもいろいろ公園とか社会教育施設、ごみ処理施設等がございます。

また、建物につきましては、八幡町の勝更の倉庫と本町にある障害福祉サービス事業所製品の販売拠点、この2施設が405.5平方メートルで、賃借料が134万4,000円という状況でございます。

（15番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 大変多くの施設が借地によって建設され、また庁舎等の駐車場等にも使用されておるようでございます。そこで合併により人の出入り等も変化し、行財政改革を進める中で必要また今後事業を見直すべき施設等々出てくると思うわけですが、地権者との協議を進められ、最近において返却また契約解消等も進められた土地また建物についてはどの程度あるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 合併以降返還、解消された土地・建物ということでございますが、まず美並町において庁舎の車庫とか職員の駐車場、日本まん真ん中センターの駐車場で3,574平方メートルを解消してございます。ここで約123万円の減額と。また八幡町においては稲成の教職員住宅の土地・建物を解消してございます。ここでも270万円という金額でございます。また美濃白鳥駅前の公園用地や白鳥の雇用促進住宅駐車場の解消によりまして45万円の減額でございます。また高鷲町の採草地これが6万5,947平方メートルございます。ここにおいて120万円を減らしてきておるという状況でございます。それとまた、大和庁舎の議場を倉庫として改装してございます。それで八幡町の本町に借りていた倉庫を移動して返還しているというような状況でございます。それで土地と建物合わせて15物件と、合併後15物件の返還をしているということで、年間約760万円の減額をしてきておるという状況でございます。

（15番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 思ったより多くの解消・改良、改良といいますか進められておって、本当にこれは厳しい財政の中で大変いいことだなというふうに思っておるわけでございますが、このほか借地利用の中で例えば先ほど出ておりました大和工業団地のように市が借用しておりながらも各事業者、企業が相当額の借地料を、また使用料という形かもしれませんけれども御負担いただいております、そういう土地もあるわけですが、中にはまた全て市民におんぶにだっこのようなこの辺の事業はないのか。大して平日においては利用・活用もないような状況になっておるような土地はないか、その辺につきまして、市が借り受け民間団体等が活用している事業の状況についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） まず、市が賃借料を支払って他の団体に貸し付けているという件でございます。まず建物が1件と土地が9件ということで、面積的には7万7,610平方メートル。賃借料においては年間その物件が2,330万5,000円という形でございます。特に、この中には大和の工業団地の用地が非常に多くございます。ここで6万4,553平方メートルということで、賃借料においては議員今言われましたように、ここにおいては大和の会社のほうからいただいております。市が支払っている賃借料は2,065万1,000円という形でございます。

その他ではいろいろ市に納めていただいている物件もございます。また議員が言われましたように無償で貸しておる物件もございます。貸し付け先においては、森林組合とか商工会のように、同

じ団体で使用目的によって使用料を徴収している物件とか無償の物件もございます。特に事務所として利用しているものにおいては無償としてございます。

また、倉庫や海外留学生の受け入れとかそういうような受け入れ施設等々で利用に対しては相分の負担をいただいておりますというような現状でございます。また、NPO法人の事務所とか駐車場等に貸し付けている物件については、面積に応じて使用料を徴収しております状況でございます。また、障害福祉サービス事業製品とかの販売拠点、また郡上市の社会福祉協議会等へ貸し付けている建物とか土地については無償というような形で行っております。

そのほかに、先ほど大和の工業団地以外でも個人や民間に貸し付けている物件も2件ございます。これにおいては応分の使用料を徴収しているというような状況でございます。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 今御答弁いただいたわけなんです、そこには全て有意義に活用されているということで、どちらかといえば空き地になつとる、空き地というか半分利用されずに無駄に貸し付けておるだけというようなものはないという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） そのように活用されています。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ありがとうございます。

次に移りますが、現在使用中の庁舎や市民センターまた駐車場等、公共施設の敷地についてでありますけれども、先ほど大和の総合センター等の話もありましたけれども、以前にそのセンターにつきましてその用地の借地について質問したところ、以前には相手方の考えもあることなので今後も協議を進めていくとの答弁をいただきました。このように、借地を市有化に向けて地権者と協議を進めてみえる、またあるいは今後において進めるよう今検討されているような物件、用地等はあるのか、またあるのならばその進捗状況はいかがかについてお伺いいたします。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今、大和の総合センターの関係ありました。ここにおいては、所有者の申し出等によって2筆で609平方メートルを購入したという形でございます。

それと、市有地化に向けて協議を進めている物件はないかということですが、売却希望があるようなことも聞いてございます。今後そういうようなことが、正式な協議を進める申し出があった場合、その辺の協議は市としても進めていきたいというふうを考えてございます。

特に土地所有者において今借地という形で行っておるんですが、非常にその辺においては所有者

の方は借地の継続を望んでおられる方が多く占められておるような感じがいたしております。それで所有者のお考えもありますので、なかなか市有地化というのは進まないのが現状ではないかなというふうに考えてございます。将来的には行革の中でも行っておりますが、いろいろな見直しした中で統合とか、また老朽化等によって廃止とか取り壊したときには借地の返還を進めていきたいなというふうに考えてございます。

(15番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 渡辺友三君。

○15番(渡辺友三君) ありがとうございます。これまで旧町村等で借地として契約されてきた、いろいろとそこにおいては条件もあり難しい問題もあろうかと考えております。ましてや、どういいますか昔の旧町村での人間関係、いろんな人間関係の中で条件をつけ貸借関係が成立されてきたような用地、そんなこともあると思いますが、今世の中の変化もあり世代交代も進んできておりますが、当時の契約条件また覚書書等もこの現状にはそぐわないような状況になってきている、そんな貸借関係の土地も出てきていると思うわけでございますけれども地権者から、先ほどちょっと地権者の、なかなか借地のままでというような条件もあるようですが、そんな中で地権者のほうが逆に公共施設との今までの借地問題を解決しすっきりしたいと望まれているところはないのか。なかなか昔の条件等ありますと大変なこともあろうかと思うんですけれども、その辺についてはそんな地権者からの要望はないのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長(清水敏夫君) 総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) その辺においては旧町村時代からいろいろな経緯があって借り入れている土地があるということは認識してございます。その中である地域では、合併以前から借地の解消に向けた協議を進めている土地がございまして。ここには特に複数の所有者がかかわっているという中で、当初の契約からももう40年近くたっていると、経過しているということでいろいろな問題がございまして。相続とかいろいろなこともございまして。また借地に至った経緯もお聞きはするんですけどわかりにくい部分もあるということで、今現状そういうような交換条件等々もあることから、話はしておるんですけどなかなか進んでいないということでございまして。この案件についてはそういうことについて土地の所有者の要望等に対して、市の考え方等も説明しながら協議を進めていきたいなというふうに考えてございます。

(15番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 渡辺友三君。

○15番(渡辺友三君) 漠然とした答弁ですけれども、今現在話し合い中ということですので、余りここで深く詳細を求めて名前など出るといろいろと今後につきましても影響もあるかと思っておりますので詳しくは求めませんが、古いいろんな契約条件または覚書によっての場合によりますと、

そんな条件を解決する場合には政治的判断も出てくることかなというふうにも思っておりますが、相手との協議も進めていただいて、なるべく速やかに解消していただきますよう御尽力をお願いしたいと思います。

最後なんですけれども、市長にお伺いをしますが、これだけ多くの公共施設が借地の上に存続する状況を踏まえ、また行財政改革を進められる日置市政はどのように考えてみえるのか。また昨日の補正予算の審議においても、白鳥のこたばの教室跡の利用について、現在の借地のままの状況で新たな福祉関連施設に利用していくというような提案もございましたけれども、少なくともこういう福祉関連施設や学校教育施設などどうしても必要な施設につきましては市有地化を、状況によっては市有地化を進めていくべきではないかというふうに思っておりますが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えいたしたいと思いますが、渡辺議員御指摘のとおり、市の基幹的ないろんな施設というのは、本来はその施設が立地をしておる土地というものもいわゆる公有化するということが通常ではないかというふうに思っております。

しかし先ほど総務部長が申しあげましたように、これまで旧町村においていろんな施設を立地させる場合に、いろんな町村ごとの考え方もあったかもしれませんし、また、そこを適地と定めてどうしても土地を求めようとしても地権者の方のお考えで従来から、例えば先祖伝来の土地を自分の代になって手放すというようなことについて、どうしても抵抗があるというようなことで、借地ならばというような条件のもとにそういう公共施設が立地をしたというような経緯もいろいろあると思います。その経緯はこれを尊重をしなければいけないと思いますが、ただ御指摘のように施設が恒久的なものとして立地し、そして非常に借地期間が長くなりますと、どこかの時点においてずっと累積していく借地料というものと、本来その土地を取得する経費との間において逆転といえますか、借りるということが長い財政的な負担という面から見ると、取得する場合よりも大きな負担になってくるということが出てくるのはこれは自明の理でございます。

そういった意味で、先ほど総務部長も申しあげましたように基本的な私も考え方としては、まずは現在もちろんあるものを全て取得するというよりも、一つはその施設が今後も恒久的に市にとって必要なものであるかどうかということの見きわめ、検証、あるいは老朽化等によって、場合によってはその施設の廃止というようなことの契機をもってその借地関係を解消させていただくというような形のものも必要だと思いますし、また、どうしても今後とも必要な施設については、地権者の協力が得られればでき得る限り買い取るということは必要であるというふうに思っております。

ただ買い取ると申しまして、現在の郡上市の財政においては一挙に非常にたくさんということ

にもいかないというふうに思いますし、また先ほど申し上げましたように、地権者の皆さんのいろんなお考えというものもあると思いますので、これは基本的な方向はしっかりそういうふうを持ちながら、一つ一つ地権者のお気持ちもお聞きしながら、着実に公有地化を進めていくというような方針で臨みたいというふうに思います。

また、市自身が借地しているものの中で上に福祉施設が、その建物が例えば福祉法人やNPO法人等の福祉施設に転用されているという場合において、市がその借地料を負担するという点についてのあり方というものも当然一つの課題ではあるというふうに思いますけども、私は、現在市内において行われているそうした福祉施設については、本来市がいろいろと整備しなければならないような施設というようなものを、いろんな補助制度上の問題その他いろいろな観点から、そうした福祉法人やNPO法人がかかわっていろいろな施設を運営したりあるいは施設を建てたりとしていただいているというような事情を参酌すると、そうした行政とそうした福祉の法人やNPO法人等との一つの協働関係という意味において全体的に、あわせて福祉を向上していくという意味において、その使用料を減免するということはこれはあながち不適切なことではないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、御指摘いただきましたように非常にたくさんの公有地がずっと借地のままになっております。恐らく地権者という方々も、そうした施設が立地を御相談しいろいろお借りするときと世代もかわってきて物の考え方も変わってくるという場合もあると思いますので、よくその辺を見きわめながら、適切な対応をしまいたいというふうに思います。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ありがとうございます。今市長より答弁いただきましたが、福祉施設本当に福祉には大いに援助も必要ですけれども、それが例えば事業側になった場合にはどうかというような、それまでも全て無償でというようなこともいがかかなと思うわけなんですけれどもそれは今後の課題といたしまして、現在年額で9,000万円ほどの借地料を市が払い、またその中で2,000万円余の企業者からの使用料のように収入があるわけなんですけど、差し引き7,000万円ほどが毎年出てくるというふうな現在の状況であります。これまでも760万円ほど御努力していただいたその結果は結果として認めるものの、5年、10年たてば7億円というような大きな額にもなっておりますので、この辺の解消についてもより一層の御努力を願いたいと思います。また地権者によっては御理解いただいて無償でお借りしておる土地、本当にごくお礼というような形での借地料ということもあるかと思うんですが、そんなことで本当に少しでもこの郡上市の財政を、負担を少なくできるように今後とも御努力願いますよう、御尽力願いますようお願いしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。



○議長（清水敏夫君） 以上で、渡辺友三君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時ちょうどを予定いたしております。お願いいたします。

（午前10時30分）

---

○議長（清水敏夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時00分）

---

◇ 驚 見 馨 君

○議長（清水敏夫君） 7番 驚見馨君の質問を許可いたします。

7番 驚見馨君。

○7番（驚見 馨君） 議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

今回は大きな点につきましては3点でございますが、一部前の質問者によりまして答弁がございましたので、割愛をさせていただく分がございます。

それでは第1点でございますが、郡上市のスポーツ活動があるいは振興がより発展するためのということで表題をいたしまして、市長さんにお尋ねしたいと思います。

昨今のやや厳しい社会情勢の中で、市民の活性、健康で希望社会実現のため、スポーツ事業の振興は重要な意味があるかと思われまふ。本年はまさにスポーツイヤーの年でありまして、国際的スポーツ祭典・ロンドンオリンピックが2つございました。あわせて清流ぎふ国体が開催されます。

オリンピックでは日本選手も大いに活躍され、メダル数も過去最高の38を獲得されました。またパラリンピックはメダル数16個を獲得され、それぞれ障がいを持ちながら苦難を乗り越え努力され、立派な成果を上げられたと思います。世界中がスポーツにより感動、勇気、希望、夢を与えてくださいました。車椅子、義足、中でも両目が不自由な身でありながら柔道の無差別級の正木健人、水泳女子の秋山莉奈選手の入賞はまことに立派でありました。選手のコメントの中でいろいろございましたけれども、まず、選手は自分に勝つこと、そして目標を持って努力すれば夢は必ずかなう、そして常に前進、感謝、そんなことを持ちながら、きずなの大事なスポーツの醍醐味を通じ人生のとうとさに感銘し、大きな成果が上がり、市のスポーツ振興にも大きな影響あるいは生かされるものと思われまふ。そこで市長さんにお伺いしますが、市のスポーツ振興を含めて、このオリンピックの課題あるいは感想、印象、重要性につきまして、御所見があれば伺いたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 驚見馨の質問に答弁を求めまふ。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思いますけども、今回ロンドンオリンピックあるいはロンドンパラリンピックというような世界的な大きなスポーツのイベントが行われたわけでございます。私もただいま驚見議員がお話しされましたように、本当に幾つかの競技にテレビの前でくぎづけになって観戦し、応援し、また多くの感動をもらったというように思っております。

スポーツの世界というのは一定のルールに従って、公平な立場でそれぞれの持っている力を出し切って競技するということに本当にすばらしさがあるというふうに思います。世の中のことはいろんな意味でいろんな要素が絡まってくるものでありますけれども、スポーツというのはいいもんだなあということをしみじみ思います。そして特に多くの日本の選手たちもメダルをとられたわけですけども、優勝されたり、あるいは優勝は惜しくも逸しられても銀メダルに輝いたりあるいは銅メダルとかあるいは入賞とか、そうした方々の自分の力を出し切って、努力に努力を重ねてこられて自分の力を出し切ったその爽やかさというか、あるいはその到達をされた境地のすごさというものに改めて感動いたしました次第です。

そして驚見議員もおっしゃいましたけども、必ずどの選手も自分一人の力でないと、これは自分を支えてくれた多くの人のおかげだという感謝の言葉を忘れられないという点も非常に私も感銘を受けた次第でございます。

そしてまた私はスポーツというものはこれは勝者と敗者というものがある、これが勝負の常でございますので、敗者という方々にもしっかり目を向ける必要があると思います。どなたかの言葉だったか忘れましたが、スポーツを学ぶということは、スポーツをやるということは、よき敗者であることを身につけることだと、学ぶことだというふうに言われた人もあるというふうに記憶いたしておりますけども、自分の力を出し切ってもなおかつ望んだ結果が得られないと、しかしそういう場合に悔しさを胸の中に秘めながらさらに次の機会を狙う、あるいは捲土重来を期してさらに頑張るといったような姿、そうしたよき敗者の姿というものにも私は目を向けたいなというふうに、そんな印象を持ってオリンピック、パラリンピックというものを見させていただいた次第でございます。

そして感ずることはこうしたオリンピック選手、パラリンピック選手、大変な努力を重ねられて、いわば人間の能力の限界に挑むと、こういうようなスポーツの世界を一つの山に例えれば山の高さ、頂点というようなものに立つ方々、これはごく少数の人であろうかと思いますが、そうしたスポーツの山というものを高く積み上げるのには、また広くて大きな分厚い裾野というものが必要だというふうに思います。

こうした何年に1回が行われるオリンピック、パラリンピック、こういうようなものを目にしながら目の当たりにしながら、またスポーツの世界というものを、裾野を大きく広く広げていくということが必要ではないかというふうに思っております。

そういう意味で、子どもはこうしたオリンピック選手あるいはパラリンピック選手の競技に感動しながら身近なところでのスポーツに親しんでいくというようなことが必要だろうというふうに思っておりますし、スポーツの持っている功德というものはいろんな意味で青少年の健全育成であるとかあるいは連帯感の醸成であるとか、あるいは心身の健康の増進であるとか感謝の心を養うとかいろいろなことがあるわけでございますので、郡上市においても今後とも学校体育あるいは社会体育等々を盛んにしていく必要があるというふうに思います。

そういう中で将来、郡上市からもオリンピック選手やパラリンピック選手、あるいは今度間近に控えておりますぎふ国体あるいは清流大会においては、何人かの関係者が郡上からも出場していただきますけれども、そうした多くの人たちが輩出するように、郡上のスポーツ振興を郡上市としてもでき得る限りそれを支えていく必要があると、そんなことを思った次第でございます。

(7番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 鷲見馨君。

○7番(鷲見 馨君) どうもありがとうございました。御案内のとおりこれを一つの大きな契機といたしまして郡上市のスポーツ振興をさらに向上してほしいと思っておりますし、今言われましたように競技スポーツばかりでなしに社会体育とかスポーツの精神、そういうものの涵養ということも大事かと思っておりますし、言うまでもないこれは平和の祭典であるというようなことから、全国民が平和に対しましても国際的な感覚もさらに深めていくと、理解し合うという大きなチャンスじゃないかと思っております。どうか郡上市のスポーツ振興にも大いに影響するように頑張ってください、努力していただきたいと思っております。

続きまして教育長さんにお尋ねいたしますが、郡上市のスポーツ振興についてという表題で、郡上市のスポーツ振興における課題と方針について。

ことはぎふ清流国体の開催の年で郡上市で相撲競技会が開催され、市民のスポーツに対する関心も高まっていると思っております。こうした中、郡上市のスポーツ振興における課題としては施設の充実、出場者及び選手の養成、青少年スポーツ団体の支援、スポーツ行事の情報発信などがあり、そうした要望も市民からいろいろ伺っております。そこで郡上市のスポーツ振興における課題と方針について、及び関連して国体開催を契機とした記念事業のイベント等について、改めてお考えを教育長さんにお伺いしたいと思いますのですが、よろしく願います。

主な施設の要望といたしましては八幡中学校の夜間照明、市民球場のスコアボードの電光掲示板、白鳥中学校のテニスコート、団体支援といたしましては少年スポーツの遠征費の支援、情報発信といたしましてはケーブルテレビ等による大会行事の事前告知、国体の記念事業といたしましてはスポーツ行事、大会、講演あるいは基金の増設とか奨励、そんなようなことも上げておりますが、いろいろ既に実行されている面もございますけれども、特に施設につきましては財政の厳しいときで

ざいますので簡単にはいきませんが、こうした機会に一つの起点として将来の構想をお聞きできればと願っておりますが、よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、まず郡上市におけるスポーツ活動の課題そしてそれを踏まえた方針から先にお答えをしたいと思いますけれども、合併して以降、市の体育協会それから7地域のそれぞれの支部を中心に非常に活発な活動しておっていただけますし、スポーツ推進委員ですとかあるいは公民館が中心となった軽スポーツを中心とした生涯スポーツを進めております。また地域の指導者を中心とした少年のスポーツ活動も盛んですので、総体としてはスポーツ活動というのは郡上の場合、活発に今推移しているというふうに思います。

ただ課題として挙げられることは、スポーツ活動に参加をされる方が固定化をしていることとか、あるいは高齢化している、さらにはスポーツする人とならない人の二極化が進んでいるということもありますので、そういったことも踏まえて、とりわけずっと市で進めておりますのは1市民1スポーツということで、できるだけなたもスポーツに親しんでいただけるということで、例えばスポーツ大会の開催ですとかあるいは生涯スポーツの機会をふやすですとか、また少年スポーツ活動の推進、さらにはスポーツ競技力の向上のために各種の事業を展開しておりますけれども、世代それからスポーツのレベルそれぞれに応じて楽しんでいただいたり親しんでいただくように、今後も施設も含めて整備を進めていきたいというふうに思っておりますが、御質問の一つの中に施設について八幡中学校の夜間照明それから市民球場のスコアボード等ございましたけれども、そういった個々の施設の整備につきましては、緊急性ですとかあるいは必要性を今後現場できちんと確認させていただいた上で、計画に位置づけられることができましたら計画に位置づけて順次整備を進めていきたいというふうに思っております。ですからこの場ではそれぞれの施設について、今どうするということについては、まことに申しわけありませんけれども答えについては差し控えさせていただきますと思います。

また、御質問の中にありました国体を契機にした記念事業についてですけれども、国体の関連事業として全日本女子相撲を都度3回実施をしまいいりました。回を追うごとに大変参加する選手がふえてきておりますし、それから市内の女子中学生も参加をしております。そういう意味から、できればこの女子相撲大会につきましては次の回も郡上で開催ができるように働きかけをしていきたいというふうに思っております。

また、国体を契機に郡上市相撲クラブが復活しております。これは一般で25名それから少年で15名の会員で相撲クラブが活動しておりますけれども、こういったことについてもできるだけこれから支援していきながら、活発な活動に私たちとしても応援していきたいと。それから中学校につき

ましては、体育の授業で武道として相撲を全ての学校で、男子ですけれども取り上げております。そういう意味から、土俵の整備を進めながら、今後も中学生が相撲にさらに親しんでくれていい成果を上げられるようにということについても、また力を入れていきたいというふうに思います。

なお、スポーツ行事の情報発信でございますけれども、これにつきましては各地域でのスポーツ大会、行事、あるいはそういった内容につきましてはケーブルテレビで随時紹介しておりますし、全国大会等への出場者の激励会ですとかその報告会につきましても、ケーブルテレビも含めて情報を私のほうではできるだけ多く発信するようにしております。なお、大きな規模の大会のPRについても、これは今後も今まで以上にまた力を入れていきたいというふうに思っております。

そうした施設の問題あるいは情報の提供の問題、そして青少年のスポーツ振興につきましても、現在の状況を踏まえながら、どの人たちもあるいはどの子どもたちもスポーツに親しんでくれて、さらに競技力が向上していくように努力していきたいというふうに思っております。

(7番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 鷲見馨君。

○7番（鷲見 馨君） 御答弁ありがとうございます。施設につきましては教育委員会とは違っていて行政の仕事かと思っておりますけれども、なかなか容易ではありませんが、八幡の夜間照明にいたしましても人口の中心であり夜間スポーツ振興、行事がしたいという希望がたくさん寄せられておりますので、ぜひ早目に実行をお願いできたらと思っております。

また市民球場の電光につきましては、これまた膨大な予算が要るかと思っておりますけれども、おかげさまで市民球場はプロに言わせれば岐阜県でも二、三番に入るんじゃないかという施設のございます。プロ野球の関係も2回行っていただきましたが大変好評でございました。今、中濃では関のグラウンドに電光掲示板ができて、ちょっと先を越された感がございますけれども、あれができますと全国までいかにしても、中部大会ぐらいは十分できるということになりますと、青少年にもそういう交流が盛んになるということから大いにいろいろな面で相乗効果があるんじゃないかと、こんなことも思います。非常にたくさんの予算が要りますので、これまたこれを起点にしましてひとつ話を進めていただければありがたいと思っております。

また、大会の事前の告知でございますけれども、特に大きい市内大会になった場合に早目にいつ何があるという、スポーツに限らずでございますが、もし告示ができれば、経過とか情報関係はありますけれども、事前の大会の日程がどこかではっきりわかるようにすれば、終わってテレビに出て新聞に出てから、ああこういう大会があったかというようなことでもちょっと残念な気もいたしますので、今でもある程度やっていただいておりますけれども、特にお願いしたいと思っております。

いずれにいたしましても、郡上市は御案内のとおりスキーから何でもできるので、県下でも有数のスポーツの振興ができる力が入られる地区じゃないかいつも思っておりますが、ぜひ、武道

も今度必修化になったようでございますし、武道を中心にしてスポーツを振興して、市長さんも言われましたが、できればオリンピックや国体にもう少し選手が派遣できればと、今の国体も見させていただきますがちょっと選手の出場が、参加が少ないということを思いますと、もうちょっとこれは事前に検討ができればなという思いもいたしております。いずれにいたしましてもこれを一つの契機に大いに振興を図っていただければと願っておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、スポーツ関係の質問を終わりたいと思います。

続きまして、東日本の災害からちょうど1年半がたったようでございます。災害対策、原発対応など国に大きな課題があり、将来においては国のほうでは50兆円ほどの試算を持ちながら対策を検討されると聞いております。

防災、節電、災害復旧のため再生可能エネルギー活用など議論、関心が高まっております。郡上市内でも自然エネルギーの活用は家庭、事業所、企業でも研究され既に実施されておりますが、かねがね説明も一部ありましたが、国・県との協調もありまして支援努力されているところでございます。

質問といたしましては、市内における太陽光、小水力、バイオマスなどの自然エネルギーを活用した発電事業等の現状についてまずお伺いいたします。また今後のさらに支援することができないか、そんな要望も持ちまして、また自然材の活用ということで、ペレットによるまきストーブの普及状況及び今後の方針につきましてお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） 自然エネルギーの太陽光発電あるいは小水力発電、バイオマスの活用等についての御質問でございます。

まず、太陽光発電の現状について申し上げますが、国では住宅用の太陽光発電に対して補助金を出しております。最大出力10キロワット未満で一定の変換効率あるいは品質性能が確保できるものということで、実は昨年までは一律1キロワット当たり4万8,000円ということでございましたが、現在、市場でシステム価格が大分安くなってきているという関係上、今年度は1キロワット当たり、システム導入の価格によって1キロワット当たり3万円ないしは3万5,000円というこうした補助金の制度になっております。よく住宅で導入される4キロワット級で申しますと、去年は19万2,000円というような国の補助金だったんですが、ことしの場合は12万円ないしは14万円という国の補助金になるということでございます。

この住宅用太陽光発電については市もその設置を奨励してきておりまして、昨年10月から市として、先ほど申しました国の補助事業を受けた一定の製品に対して市として上乗せの補助金を出させていただいております。1キロワット当たり3万円、上限12万円ということでございますが、実

際には平成23年度10月から半年間で6件の補助金交付がございました。またこの24年度は8月までの5カ月の間で14件の補助金交付あるいは決定がございました。当初予算におよそ20件相当の補助金の予算をいただいておりますが、今年度後半もまだまだ申請が期待されることから、今回9月補正で10件分240万円の予算補正をお願いしたところでございます。

そうしたことで、市の中でも住宅用の太陽光発電の設置が進んでおります。中部電力の数字でございますが、中部電力と売電契約を結んでおられる市内のそうした一般住宅の太陽光発電システムは201軒あるということでございます。また事業所につきましては1カ所ございます。

それから小水力発電につきましては、これまでも申してきておるところでございますが、白鳥町石徹白地区において上がり型の水車2.2キロワット級ですが1基、それかららせん型の水車で800ワット級ですが1基、そしてピコ水車で非常に小さな水車ですが1基ございます。また、明宝地区では上がり型の水車0.5キロワット級が1基、それから母袋地区でもピコ水車が1基あるということでございます。

この小水力発電なかなか初期投資が結構かかるわけですが、その割にはっきり言いまして大きな電力出力が得られるわけでもないという状況がございます。例えば石徹白の上がり水車2.2キロワットという発電量でございますが、一般の家庭で1日の使用量、電気の使用量が9.8キロワット平均とされていますが、これからしますと22%くらいに相当するということでございまして、1日ずっと24時間発電しているということを考えましても、生活の実用を賄うまでにはまだちょっと至っていないということでございます。

実際にこの石徹白の場合、農林水産加工施設でそこへ電力を供給していますけど、実際には現場では照明等には使っていますが、電力負荷の大きい冷蔵庫とか電熱器とかドライヤーとか、そうしたものにはちょっと使えないというような状況でございます。

あとバイオマス発電につきましては、市内にはそうした施設の例はございません。そのほかで申しますと、クックラひるがのとそれから明宝のこうじびら山の家においては、国・県の助成を受けて複数のエネルギーを組み合わせた次世代エネルギーというような形の実証実験に取り組んでいる例がございます。

それから、そうした各自然エネルギーの今後の支援ということでございますが、住宅用太陽光発電につきましては、実際には郡上においては若干、日照時間とか積雪があるとかいろんな面で不利な面もあるわけではありますけど、もう既に民間の皆さんの認知度も高くして市内でも非常に普及が進んでおります。そういう自然エネルギーの普及啓発のシンボルのようなことで非常に意欲も高まっておりますので、今後も市としては引き続き支援させていただくということでございます。また、事業所が行う太陽光発電につきましては現在も支援を行っていませんが、今後も当面は支援ということは考えていないところでございます。

それから小水力発電につきましては、先ほどのような小規模な小水力発電の例もございますし、また国・県の大きな事業を導入しての小水力ということも考えられるわけでございますが、郡上市の中は水力のそうしたいろんな水源のポテンシャルというのは非常に高いわけですが、これらにつきまして今年度、郡上市においては小水力の利用調査研究会というのを設置しまして、市内での小水力の可能性とか民間への支援等も含めて調査研究を進めております。その取りまとめを待つて市としての今後の方向性を考えていきたいということでございます。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 私のほうからはペレットストーブの普及状況と今後の方針についてお答えさせていただきます。

郡上市では平成23年度から、一定条件を備えた木質燃料ストーブの購入に対しまして最大10万円の補助する木質ストーブ購入補助事業を実施してございます。この事業では、まきストーブとそれからペレットストーブの両方が対象になっておりますけれども、この事業によりまして、ことしの9月5日までに導入されたストーブが55件あるんですけども、この中でペレットストーブは1件のみでございます。あとは全てまきストーブという状況でございます。

このほかに市内におけるまきストーブとペレットストーブの普及状況については、これ以外については詳しくはわかってございませんが、ほとんどがまきストーブではないかなというふうに思っております。

まきストーブとペレットストーブを比較いたしますと、まきストーブであれば山林から間伐残材などの未利用材が資源として直接活用できるのに対しまして、ペレットストーブの場合は市内にペレット製造工場がございませんので、利用者は市外から燃料となるペレットを購入しなければならないといった点もございます。また、ペレットを製造する工程が必要でございますので、その分エネルギーとコストがかかるということもございます。またペレットストーブは取り扱い自体は非常に簡単でございますけれども、暖房効果がファンヒーター程度であるというようなことから、まきストーブのほうが暖房効果は高いということでございます。それから利用者の意見として、ペレットストーブよりまきストーブのほうが、志向が高いというような、こういったような理由から、郡上市においては、木材をまきとしてそのまま利用できるまきストーブのほうがいいのではないかとこのように考えてございます。

しかしながら、まきストーブやペレットストーブはどちらも山の未利用材の有効活用や森林の整備、地球温暖化防止などに貢献すると考えられますので、それぞれの長所、短所を十分理解した上で今後の普及につなげていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

（7番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 鷺見馨君。



○7番（鷺見 馨君） どうも丁寧な御答弁ありがとうございました。それぞれ経済効果とかコストという問題がございますので一概には言えませんし、あるいは自然的な条件というのも重なってきます。難しい点がございますけども、ただ太陽光につきまして今かなり、外国からもこの郡上市を適当なところやということで調査に入っておるようでございまして、大規模なそうしたソーラー施設の準備もあるようでございます。できるだけ悪い影響のないように対応しながらひとつ、できれば地元企業を加えていければと願っておりますが、そういうこともひとつ御検討いただきたいと思っております。

環境につきましてはそれぞれたくさんございますが、経済よりも供給という面からあるいは環境ということ、節電やそうした自然エネルギーの活用あるいは山林の木材の将来の利用というような観点から、一部投資的になると思っておりますけども、どうか郡上市も一層関心を持ちながら御支援を願えればと願っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

3点目でございますが、先ほどの質問者におおむね答弁がございましたので、大分割愛いたしまして、もし重なるところがありましたら御容赦いただきたいと思っておりますがよろしく願います。

公共施設、用地の経費節減と活用についてということで、借地については毎年度借地料が固定経費として発生するため、これを少しでも節減していくことが必要であり、節減対策として借地全体を対象として削減等の目標を定め、それぞれ事情はありまじょうが、最近の経済情勢を鑑み、地権者にも御理解いただきながら借地料の抑制方法は考えられないか、1点でございます。

2点目は、市有地や施設の遊休地施設などについての民間の経済活動に活用することが望ましい。例えば大島の工業団地のアイチエレクトの南側でございますが市有地が2町歩以上でございます。遊休地かと思われませんが、これはちょっと活用の御要望もあろうかと思っておりますけども、こういったものの活用ができないか。またほかにそういった用地がどれほどあるものかということでございます。

3点目が、現在使用中の施設があっても耐震補強が必要な施設は計画的な対策が必要であると思っております。耐震対策の現状と今後の予定についてお伺いしたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。これは一般的な公共施設でございますが、よろしく願います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 前に答えたことに重複することもございますので、よろしく願います。

特に借地の関係でございますが、今借地しておる部分については旧町村時代に基準等を定められて継続しておると、今現在も継続しておるとというのが現状でございます。それで統一したものにするのは本来であろうかというふうにご考えてございます。その上でも借地に至った経緯がございます。

地権者の方々の考え方とかいろいろございますので、なかなかその辺のことについては納得していただけないというふうに判断しておる部分もございます。その辺においては行財政改革の中で施設等々のどうしていくんだという方向性も見ながら、借地等々の返還を御協議させていただきたいというふうに考えてございます。

そこで今、2点目の中で大島工業団地の南側の市有地ということで、これは中津屋の西ヶ洞地内というふうに考えてございますが、ここでの利用をとということでございますが、この利用可能な面積は1.1ヘクタールということでございます。活用の申し出があれば市としても検討を進めていきたいというふうに思っております。

3点目においてでございますが、遊休施設としての建物等々においては判断はしていないと、遊休施設としての判断はしていないということでございます。遊休地としては、遊休地というより可処分地という形で可処分資産として134筆と。その中で7万399平方メートルというのは把握しておるとことでございます。

それで今現在、この土地において随時競売等々を行っていますが、なかなか金銭的に折り合わないという状況で売却までには至っていないということでございます。いろいろ民間団体でもいろいろな活用の希望があれば、市としても検討していきたいというふうに考えてございます。

耐震の関係でございますが、耐震においては昭和56年以前の施設が80施設ということでございます。その中で40施設においては耐震診断しておるとことで、今現在、学校等々においては耐震化を早急に進めておるとことでございます。庁舎等においては定員管理の適正化とかそういうことも踏まえながら今後検討していきたいと。その上に今、今年度でございますが避難所においての集会所ということでございますが、35施設を耐震調査しておると、その結果をもって今後判断していきたいというふうに考えております。

(7番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 鷺見馨君。

○7番（鷺見 馨君） 大変前向きな御答弁をいただきましたが、用地の借用につきましては一般の経済から見ましてもかなり削減されておるとことでございます。しかし今言われたようにいろいろ条件がございますので一遍にはいかんと思いますが、長期にわたって御検討いただければありがたいということを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、鷺見馨君の質問を終了いたします。

昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。よろしく願いいたします。

(午前11時42分)

○議長（清水敏夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 尾 村 忠 雄 君

○議長（清水敏夫君） 14番 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。議長さんのほうから質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして2点について質問いたします。

さて、ただいまは7番議員さんのほうからオリンピックの話がございました。ロンドンオリンピックも終わり、いよいよ岐阜県においては47年ぶりに行われる国体・ぎふ清流国体、テンションを上げていかなければならない、そういったことを思っております。郡上市においては相撲競技会ということで、皆さんそれぞれ御理解いただきながら、みんなで盛り上げていかなければならないと思っております。とりわけ青少年の若い人たち、そういった方々に勇気と希望を与えられるそういった相撲の競技会になっていければと思っております。

先週の土曜日でしたけれども、郡上一円中学校の体育祭が行われました。私も白鳥地域ということで、白鳥中学校の体育祭に行っていました。その中で子どもたちが一番初め、生徒会の方だったと思うんですけども代表の方の御挨拶がありました。その折に、白鳥中学校が新築してうれしい気持ちをあらわしておりました。そのお礼の言葉を述べたときに、子どもたちも全員が父兄の方々に向かって頭を下げられました。私もこの学校の建設に少しだけ携わらせていただきました。本当に胸が熱くなる思いでございました。こうして子どもたちがすばらしい環境のもとで勉学にいそしむ、そういった姿を期待するものでございます。

そういったことで、また後ほどこの合併記念公園のスポーツに対するイベント等について質問させていただきますが、まず1点目としまして、市の特色を生かした地域振興策に対する市の考え方についてお聞きいたします。

今回の質問は提案型の質問と申しますか、郡上市の気候風土、地の利を生かし、また山紫水明に富んだ郡上市の振興策ということで、とりあえずスキー場関係そしてまた今申し上げましたように合併記念公園等のスポーツについて、市としてどんなような支援が図ることができるかという質問でございますので、よろしく願いいたします。

さて、スキー場、スキー場は民間の会社であり経営努力により大きく市に影響を与えていただいております。その第一は観光振興、また違った意味においては税収等々、またそこに働く市民の皆様にとっても生活の安定等関連が深いと思っております。そういった意味で、市内には多くの企業があり市に貢献していただいておりますが、今回は市内にありますスキー場の振興策に的を絞って質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

さて、先ほども申し上げましたが、郡上市の観光振興の中で大きな役割を占めているのがスキー場と考えます。スキー場といえば以前は冬季のみの営業で、当時はその周辺にある民家においてはほとんどが民宿に携わり、保健所等の規制により、考え方によっては家を整備し文化的な生活をしていたと思っております。けれども今現在、時の流れまた自動車道の開通により交通の利便性が図られ、民宿についてはめっきり少なくなったのが現状であると思っております。

しかし、スキー場も現在は年間を通して営業してるところも多くなり、そこに働く人たちの生活の安定が図られていることは確かであります。郡上市について市外、県外の人たちがよく言われる言葉があります。それは、郡上市は観光資源が豊富であり、また春夏秋冬がはっきりしていて素晴らしい市であると。私はこういった地の利を生かし観光振興に着目したスキー場経営者が市に大きな影響を与え、市としても連携をとりながら共存共栄を図ることが不可欠と考えます。

そうした中で、冬季シーズンではないシーズン、例えば現在の時期、コキアパーク、ゆり園、サマーゲレンデ等々スキー場においては営業しておられますが、そうした事業の現状、観光客の入り込み人数等々どう検証しておるか商工観光部長にお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君の質問に答弁を求めます。

商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） ただいまおっしゃられましたように近年、各スキー場が通年型の観光を目指してそれぞれが独自の企画といたしますか、それぞれいろいろな企画・プランを持って事業を展開し夏観光を実施されております。非常に活発になってきておるところでございます。

数値的なほうを申し上げさせていただきますが、ウイングヒルズではギネスブックに世界一長いサマーゲレンデと認定されたゲレンデ営業あるいはマウンテンバイク、キャンプ等をやっておられますが、この7月、8月の二月の入場者は9,500人でございまして、前年の同期と比べると1,250人増ということでございました。

またダイナランドにつきましては、平成18年からゆり園をずっと年々拡大しながらやってきておられますけど、あの広いゲレンデに60万株と言われるユリをずっと植えまして、そこをお客様はリフトで登って行って、あと散策しながら楽しむというようなこと、あるいは売店やレストラン等のいろいろ楽しい展開もあるようでございまして、この7月、8月の二月では5万3,518人の入り込みということでございました。こちらはユリのよい時期を限定したということもあって、前年に比べますと2,809人の減ということだそうでございます。

また、ひるがの高原スキー場ですが、何年か前からコキアパークという花のエリアということでお楽しみをいただけるプラン、あるいはことしからジップラインというようなアウトドアの楽しみの品目も設けましてお客様をお迎えしているということですが、7月、8月の入り込みが2万1,409人ということでございまして、こちらも天候等いろいろあったかと思いますが5,256人の減と

いうことでもございました。

また、高鷲スノーパークにおきましては、ことしから夏営業を始めておりますが、ゴンドラを生かして運行しまして、そのゴンドラの上のところから大日ヶ岳の頂上へ目指しての山登りとかいろいろなそうした楽しみ、あるいは釣り堀やバーベキュー等をやっておられまして、この7月、8月2カ月間で初年度8,620人の入り込みだったということでもございます。

この4スキー場以外でもそのほかのスキー場でも、例えばスキー場エリアをほかの団体に貸し出してそこでイベントが開かれるとか、あるいは季節を通してキャンプ場営業をされておるところとか、ほかにもいろいろとございます。

ことしの夏につきましては、ああした非常に涼しいすがすがしいスキー場でお楽しみいただくというようなことで人気が高まってはきておるんですが、肝心のお盆の期間の雨にやられたりとかいろいろなこともございまして、昨年を下回った施設もあったわけですが、逆に、ことしから営業開始したところで予想以上の人気があったというようなところもあったということで、先ほど申しました4スキー場全体で申しますと、夏営業としては9万3,047人の入り込みということでもございまして、昨年同期に比べますと1,805人の増ということで、非常に大きな展開がされてきているところでございます。

北部のほうにほかにも花と農業をテーマにしたパークとか、あるいはキャンプとアドベンチャーをテーマにしたそうした施設とかいろいろな施設がございまして、それら相乗効果といいますか、その中からお楽しみを選べるとか、あるいは複数のところを周遊して楽しむとか、そうした相乗効果もあって、近年こうした夏の観光が盛り上がりつつあるところだと分析をしております。

(14番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。この夏のスキー場への入り込み人数等々お知らせいただき、プラスの1,805人というようなことで、総人数として約9万3,000人ということでもございますので、まさにこういった観光振興にとりましてスキー場の果たす役割は大きいと思っております。

そういった中で、この9月議会におきまして補正していただきました郡上市広報番組ラジオ放送事業、FMラジオの放送でございますけれども、説明によりますと市の観光、文化、自然などの広報活動というようなことで市としても、もちろんスキー場も入っておりますので、そういったことをPRしながら連携をとっていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、市の活性化は市の振興策、いろんな面でございましてけれども、私は今の答弁をお聞きしまして、スキー場との連携を強くしていく、それが郡上市にとって一番大切なことだと思っております。

ます。先ほども申し上げましたようにスキー場も年間を通してオールシーズン営業しておる、そこに働く皆様の生活もございますので、そういった意味で、連携をとっていただければいいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと同時に、物品納入等々についても、郡上市の特産を生かしたと申しますか、お米を初め野菜等々についても郡上市内のそういった地産地消で、できたものを使っていただく、そういったことにも力を入れていかなければならないと思っておりますし、先般もある人とお話をしておったところたばこですね、たばこもたばこ税の税収も入ってくるというようなことで、郡上市内の商店でたばこもスキー場等へ持って行って売っていただく、そういったことも大事なことだと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、スポーツ関係について質問させていただきます。

先ほども申し上げましたように、市においては、合併記念公園を初めとして多くのスポーツ交流が図られています。今や健康志向、青少年にスポーツを通しての夢を求めることが多くの意義あることだと思っております。また自然体験活動、スポーツ合宿、多くのスポーツ交流により地域振興策も図られていることは間違いないとこであります。これもまた東海北陸自動車道の利便性、また施設の有効利用により交流人口の増大が図られております。

その一例として、昨年は合併記念公園において全国教員の相撲選手権、そして3年前からは全国の子相撲大会が行われました。これはまさにぎふ国体、とりわけ郡上市における相撲競技会を盛り上げる大会になったことは間違いないと思っております。また、北陸6県における熟年のソフトボール大会、さくらカップ、もみじカップ、これもまさに市の活性化が図られる大会だと思っております。今後もこういった市に相乗効果のあるスポーツ大会またイベント等、市として検証して地域振興策を図ってはいかがかと思いますが、合併記念公園におけるスポーツ団体の入り込みまた考え等について教育次長にお伺いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） それではお答えさせていただきます。

市全体としましては、スポーツ施設の利用者が少し、若干減少していく中にありまして、合併記念公園の市民球場それから総合運動場それからテニスコート、相撲場、これらを合わせた過去3年間の利用回数及び利用人数についてお答えさせていただきます。

平成21年度はこの施設全体で800回で2万5,710人の利用者がございました。22年度におきましては872回で2万6,766人の利用でございます。また昨年度平成23年度でございますが960回で3万507人ということでございます。施設によりましては、天候の状況等にもよりますけれども増減にばらつきはあるものの、ここ数年は利用回数それから利用人数は年々増加傾向にあるということでござい

ます。

先ほど議員おっしゃいましたように、この施設におきましては市民球場では高木守道旗の学童交流野球大会あるいは総合運動場におきましてはさくらカップ、あるいは季節を変えましてもみじカップの東海北陸のシニアソフトボール大会、さらに東海北陸自動車道沿線のサッカーの交流大会というも行われてございます。また昨年はリハーサル大会も行ったところでございます。相撲場におきましては先ほどお話ございましたように全日本の女子相撲大会というこういった交流大会を行ってございますが、今ほど申しましたこういった交流大会、リハーサルを除きました5大会だけでも1,700人ほどの、延べ人数ではございますが、参加がでございます。またこういった大会、女子相撲大会を除きましては1日の大会ということじゃなくって、2日間を通しての大会日程というふうになってございます。

施設が比較的新しくてよいということと、それから交通の便がよいというようなことから、練習試合等の申し込みもございませし、合宿を兼ねたそういった交流試合の申し込みもあるということございまして、こうしたことからスポーツイベントなどによります宿泊とか飲食等で地域の経済波及効果といいますか、そういったことは展開によっては期待できる場所であるのではないかなというふうに思っております。

(14番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。今回は郡上市の振興策というようなことで、的を絞って観光についてはスキー場、またスポーツについては合併記念公園での利用度等々について質問させていただきましたが、特にスポーツでの振興策、多くのスポーツ人口が増大し、大きくはスポーツのまちとして位置づけられる、そういったことを考えておりますので、そういったことも御検討していただくようよろしくお願ひしたいと思います。

自然環境を生かし、観光、スポーツ、自然体験など市として広報、宣伝、PR、情報の共有・提供等々、市の総合計画の中で整備していただきたいと思っております。それにより市の活性化を図り、すばらしい郡上市にしていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

平成19年でしたかスノボのワールドカップがスノーパークのほうで行われました。市としてこのことについて今何ができているのかなというようなことを思ったとき、シーズンのオフ等々にはそういったワールドカップに出た選手たちが来てみえるということでございます。市としてそれをどう生かすか、それには先ほど申し上げましたようにPRしたり、ケーブルテレビ等で放送していただいたりして市民の皆さんにお知らせをする、それによってボードの好きな人は見に行くでしょうし、また応援もすると思ひます。私は大きな大会が花火を打ち上げてそれで終わるのではなく次

につながる大会にしていかなければならないと思っております。今回の相撲競技会、合併記念公園で行われますけども、これを機に相撲の人口の拡大と申しますか、ファンの方も含めて、将来ずっと続けられるようなそういった国体の相撲競技にしていかなければならないと思っておりますが、ここでこの振興策について市長の御所見を伺いたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えいたしたいと思いますが、郡上市の特にスポーツに関連する立地条件等については、ただいま尾村議員のほうからお話のあったとおりだと思います。特に広域的ないろんなスポーツイベントを開催するということに、東海北陸自動車道という全国的な幹線交通網のネットワークの上にあるということは非常に大きな利点であるというふうに思っております。

また、冬季のスキーやボードといったようなスポーツ以外に、郡上の場合特に夏の期間の、特に高鷲はそうでございますが、高原性の非常に冷涼な季候であるというようなことでございますし、高鷲だけではないと思います。郡上のかなりのところが夏、特に朝晩は涼しいというようなことも大きな特色ではないかと思えます。

先日私も大和の方にお伺いしたんですけども、大和の総合センターを大阪の高等学校のクラブ活動として合宿を組んでおる高校があると、そして地元の旅館に泊まり、そしてかつ、大和のやすらぎ温泉へ入ってくれるというような、いわば三拍子そろったような形で活用していただくということは非常に地元にとっての波及効果としてありがたいと、こういうような話もありました。そしてその監督さんが言われるのには、とにかく何がいかとって、この郡上でそういう夏期合宿をすると生徒たちが夜涼しくて眠れると、これが昼間、相当集中的な練習しても体力を回復させることができ、十分練習に打ち込むことができるということで大変喜んでおられて、また来年も来たいというようなことをおっしゃってたというようなことがございまして、いずれにしろそういうことで郡上の立地条件の特色は交通の便がいいこと、あるいは特に夏なんかについてはそういう形で合宿等にも適している、おまけにおいしいものがあり温泉もあるといったようなことが非常に大きな魅力となると思いますので、私は郡上のそういう大いにスポーツというものを通じた他の地域間との交流というものをできるだけ今後ともふやしていくような方策をとってまいりたいというふうに思っています。

そうしたものの一環として現在、この秋から始めます吠高原の芝生グラウンド化というようなものもございます。また、今、先ほどスキー場のほうで非常に雪の降らないグリーンシーズンに大変いろんな工夫しておられるというお話をお聞きしておりますが、また市内のゴルフ場においては、例えばこれからの高齢社会を見据えてシニアスポーツの例えばグラウンドゴルフのコースなどもつくって、相当広域からそういったシニア層の誘致等もしたいというようなお話もお聞きしたことが



ございます。こうしたようなことをそれぞれ民間の工夫そして観光協会や市、こうしたところの広報、PR、そういったようなものを連携させて、今後とも郡上市におけるスポーツを通じた地域振興というものを大いに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

(14番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。地域振興策をとることによって郡上市の発展もあると思っておりますので、御理解いただきありがとうございます。そういった思いで進めていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、長良川あゆパーク事業について質問いたします。

この件については2度目の質問でありますので、市側も周知していることと思っております。ざっと私なりの経緯を申し上げさせていただきますが、平成2年に長良川河口堰の関係でこの計画が持ち上がり、その後検討委員会が何度となく持たれ、県、当時の町、地元とともに推進委員会が設立され、市になってからも基本構想の策定の中で調査費等の予算化ができないかということで県に要望し、昨年平成23年度予算100万円計上していただき、昨年は先進地の視察等々行い、ことしの3月に第10回の長良川あゆパーク専門委員会が開かれ、県から来ていただき、本年度はイメージの図を描くことに決定したところであります。

私はこうした経緯を踏まえ、この22年間という長きにわたりこの計画が実現していない理由は何かがあるのではないかと思っております。市としての経緯、検証していること、実現したときの事業主体、維持管理等々について農林水産部長にお伺いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） ただいまの議員おっしゃられました経緯につきましては、まさにそのとおりでございます。この長良川あゆパーク整備構想は平成2年にさかのぼりますけれどもそのときから始まっておるものでございます。以後、議員おっしゃられました経緯でずっと来まして、当初は岐阜市のほうにつくるといような計画もございましたが、これはそこで使う水の関係でこの計画が頓挫いたしまして、以後に中濃振興局管内の長良川流域の市町村に要望調査を行いまして、そこで出た美濃市、関市あるいは当時の白鳥町の中の4カ所の中から現在の白鳥町の長滝地区が選定されたということでございます。以後、議員おっしゃられましたように、いろいろな専門部会であるとかそういったところで検討を重ねてまいりまして、現在に至っているところでございます。

現在では、先ほどこれも議員おっしゃられましたが平成23年度に県のほうでも予算をつけていただきまして、先進地視察を実施いたしましたところでございます。また今年度でございますけれども、県におきまして、この構想を協議するための検討資料とするための構想イメージ案の作成を郡上市内

のNPO団体に既に県のほうから委託しておりまして、これが結果として出てまいりますのが、この契約につきましては11月の末までとなっておりますので、それ以降にこのイメージ案といったものが具体的に出てくるということになります。そうした時点でまた専門委員会等を開催いたしまして、今年度において構想案をまとめていきたいというふうに考えてございます。

いずれにしても、清流の国ぎふづくり構想につきましては平成23年度から27年度までというふうな計画でございまして、この中にあゆパークというのが、名称は仮称でございますけれども、この計画が位置づけられてございます。

それで県といたしましては、これに基づきまして27年度に工事着工するためには26年度に実施設計、国体の終わりました25年度に基本設計を行いたいというふうに考えているようでございます。

次に、事業主体と整備後の維持管理ということでございますけれども、この事業主体につきましては、この構想自体が岐阜県と長良川漁業対策協議会との間で交わされた水産振興対策に関する確認書ということにこれに盛り込まれているものでありまして、あくまでも事業主体は岐阜県であると、岐阜県が施設を整備するものというふうに考えてございます。

それから、整備がなった後の維持管理でございますけれども、この管理運営についてはこれまでの話し合いの経過から、例えば白鳥道の駅管理運営協会といった地域の管理団体にお任せするような形になるのではないかとというふうに思っております。

そういったことから、施設の整備構想の策定に当たりましては、市といたしましても、一旦管理を引き受けなければならないといったことから、そういった管理が引き受けできるような内容の施策を提案していきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

(14番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。ただいまの答弁で事業主体は岐阜県でありますけれども、維持管理等については地域の管理団体に任せるということでございました。

私はこの22年間という長い歳月を経て今日に至っておることを思うと、行政、地元、漁協、その他関係者が一丸となって要望活動をしたわけでありまして、今まで以上に市として手腕を発揮していただきたい、そういったことを思っております。

例えばこの計画については初め、今も御答弁いただきました。長滝道の駅周辺の整備でありましたが、現在は郡上市一円というようなことだと県の職員も言っておられました。私はこの言葉を聞いたとき、この計画は少し後退したかなというようなことを思った次第でございます。今現在、長滝の道の駅民営化等々の話が出ておるところであります。

私はこのあゆパーク構想、市長に提案がございまして。この専門委員会、今部長が申しあげましたように第11回の専門委員会が11月末以降に開かれるということでございますので、市長さんも大変

お忙しいと思いますけれども、この11回目の専門委員会には、市長さんがみずから先頭に立ってこの事業を実現させる、そういった意味において市長さんに出席していただきたい、そういったことを思っておりますが、御所見を市長さんにお伺いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） この長良川あゆパークにつきましては、私も随分古い時代からの構想の経緯を承知しておるわけございまして、何とかしたいという思いは非常に強く持っております。特に私が市長になりましてからも県のほうへ強く申し入れたときに、県のほうからは、いわゆる海づくり大会があるあたりで構想を打ち上げ、そして国体が終わった次の年度からは事業にかかるような、そんな形で進めていきたいというような当初はお話もあった中で、しかし現状はただいま野田部長のほうから申し上げたとおりでございます。過ぎ去ったことはやむを得ませんけれども、これからの整備に向けて今、市内のNPOにそういうイメージ図の作成を依頼してということでございますので、そうしたものを見ながら、できる限り早く実現するように努力はしたいというふうに思っています。御指摘のございました会合にはまだ日程を承知しておりませんので、もちろん出れるような日程でしたら出たいというふうに思っております。

それからまた、こうしたプロジェクトは時代の変遷というものもありますので、余り最初のときに構想したプロトタイプというようなものに固執するとなかなか難しい問題もあるのかもしれないということで、現時点における何をすべきかということを考えながら取り組んでいくことが必要ではないかというふうに考えているところでございます。

（14番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。専門委員会には市長も忙しいかと思っておりますけれども、出席していただければありがたいと思っております。いずれにしましても、市にとって初めてのこういった観光施設でありますので、市においても県関係のこういった施設があってもいいと思っておりますので、どうか御努力をよろしく願いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、尾村忠雄君の質問を終了いたします。

---

#### ◇ 森 喜 人 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、3番 森喜人君の質問を許可いたします。

3番 森喜人君。

○3番（森 喜人君） ただいま議長から許可いただきましたので、通告に従いまして質問させてい

た'dきたい'と思います。ただ、時間の関係上、2番目につきましては電気がついてなければ入っていき'たい'と思いますので、よろしくお'願い'したい'と思います。

先ほど5番議員のほうからも質問がありまして、私も実は今できました7月2日にできました市民協働センターの運営委員会の理事の一人としてな'って'おります。議会の総務常任委員会の副委員長'という'ことで立場上'という'ことでありますけれども、ただ、私も非常に勉強させて'いただい'てお'り'まして、初めて会に参加したときは本当に大きなギャップを感じました。ほとんどわからな'か'った'という'のが現状でありまして、その協働'という'意味もわからなければ、本当に何もわからな'か'った'んです'が、ここ'に'来てようやく質問させて'いただい'く'ぐらい'にな'った'のかな'ど。また、'こう'い'った'ことを通じて、多くの市民の皆様方に市民協働'も'しくは市民協働センター'という'ものの存在'も'しくは意義'という'ものも知'つ'て'いただ'きたい'という'ような意味合い'で'き'ょうは質問させて'いただ'きたい'という'ふう'に'思います。

一般の人たちから見'ま'すと、この市民協働'という'のは非常に難しい言葉ではない'か'な'ど、私も非常に難しく感じて'お'りました。ところが、この言葉'という'のはもう既に前からあ'つ'た言葉'で'ござい'ます'けれども、この市民協働センターの'こ'と'です'が、センターの'こ'と'について'言'い'ます'と、公民館'である'のか自治会、教育委員会'で'ありますが公民館'で'す'ね、公民館'が'あります'けれども、自治会公民館等'と'同じ'よ'うな組織ではない'か'という'よ'うな'こ'と'で、非常に、また同じ'よ'うな組織をつくる'ん'か'という'よ'うな'感'覚'を持'つ'て'お'られる方も'た'く'さん'み'える'ん'じ'ゃ'ない'か'と、私も'そ'う'思'つ'て'お'りました。あ'と'は、市にお金がないから'こ'う'した'もの'をつ'く'つ'て、それで市民'に'お'願い'する'という'よ'うな形'に'して'る'ん'じ'ゃ'ない'か'という'よ'うな'こ'とも'感'じて'お'られる方も'み'える'と思'い'ます。

市民協働センター'が'できれば、'も'しくは市民協働'という'ものが充実'し'て'い'けば'景'気'が'回復'する'と'か郡上市'に'元'気'が'急'に出'て'く'ると'か'そう'い'った'こ'とは'ない'の'で'はない'か'と思'い'ます'けれども、しかし私は'景'気'が'回復'する'も'しくは'日'本'の'問'題'で'す'けれども'そ'う'した'景'気'が'回復'する'という'こ'と'であれば、それは'地'域'が'本'当'に'ま'と'ま'つ'て'い'る'という'こ'と'が大'前'提'である'という'ふう'に'思'つ'て'お'ります。'そ'う'した'意味'で、市民協働'という'のは非常に重要な'キ'ー'ワ'ー'ド'である'という'ふう'に'思'つ'て'い'る'わけ'で'あります。

その協働'という'言葉'なん'で'す'けども、この言葉'は'実は'コ'ー'プ'ロ'ダ'ク'シ'ョ'ン、英語'で'コ'ー'プ'ロ'ダ'ク'シ'ョ'ン、'コ'ー'オ'ペ'レ'ー'シ'ョ'ン'という'意味'だ'そ'う'で'ござい'まして、'ア'メ'リ'カ'の'イ'ン'デ'イ'ア'ナ'大'学'の'政'治'学'者'で'あ'り'ました'ヴ'ィ'ン'セ'ン'ト'・'オ'ス'ト'ロ'ム'という'方'が'1977'年'に'書'か'れ'ました'「'補'完'性'の'原'則'」'という'本'の中'に'出'て'く'る'言葉'である'という'ふう'な'こ'と'で'ござい'ます。これは'1977'年'で'す'から'ま'だ'35'年'前'で'ござい'ます。'ま'だ'新'しい'言葉'で'ござい'まして、'な'か'な'か'わ'か'ら'ない'という'こ'とも'当'然'な'の'か'な'という'よ'うな'こ'と'を'思'つ'て'い'る'わけ'で'あります。

しかしこの協働'という'こ'と'で'い'ろ'ん'な'と'ころ'で'協'働'という'こ'と'について'皆'さん'非'常'に'一'生'懸'命'努

力されておられますけれども、例えばこれ国際社会の話であります、1980年ごろにイギリスのサッチャーが首相をやっていたときに、実は大きな政府から小さな政府ということで、非常に財政的に厳しいイギリスの経済状況のときがあったそうです。そのときに実はもう小さな政府を目指すということで、イギリスはもう一切市民の皆様方にできることは全部やらせようというようなことで、市民協働ということをやられた。ということは、財政が厳しい分ある程度お金をそちらに回して、市民協働というものを強化していったというようなことがあって、イギリスもどんどん立ち上がっていったということがありました。当時アメリカでも双子の赤字というのが言われておまして、非常に厳しい時代だったというふうに思います。そうしたときにこの市民協働という言葉が使われていたということも私も知ったわけでございます。そうした意味で、きょうはまず公室長にお尋ねしたいと思いますが、市民協働センターが7月2日に設立されました。それまでのまず経緯についてお尋ねしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（清水敏夫君） 森喜人君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） ただいま、それぞれ協働につきまして本当にさまざまな観点からの話をいただきまして、勉強させていただいたような気持ちでおります。

郡上市におきましては、一番最初平成18年に策定しました総合計画、これが「みんなでつくる郡上 人と自然が調和した交流文化のまち」と、こういうふうなキャッチフレーズでもって基本理念でもって策定してきたわけでありまして、このときの基本方針が、「みずから考え行動する、自立・自律のためのまちづくり」と、それから2つ目に「市民と行政の協働と補完によるまちづくり」、そして3つ目が「地域の個性を生かす連携によるまちづくり」と、こうした基本方針を定めたということで、ちょうど今、これダイジェスト版で全戸にお配りしたものを持ってきておりますけど、この表紙のところ、まちづくりのキーワードに自律とかそして協働、補完ということですね、ただいまお話がありましたけども。こうしたものを策定してきたと。

それは背景は、非常に厳しい自治体をめぐる環境の中で合併せざるを得ないと、合併したから何か明るい花が咲くと、何かを得られるということではなくて、10年後に起きてくる、それから厳しい環境の中で郡上がみんなで手を取り合って市民の皆さんのお力で郡上をつくっていくんだと、当時のそうした意気込みというものがこういうふうな理念として出てきておるというふうにして理解をしております。

それから、平成19年ぐらいにこれの翌年ぐらいになりますと、まちづくり市民会議というふうな取り組みの中で、本当に市民の皆さんが地域をどのように捉え、どのように地域づくりを進めるかというふうな議論を2年ぐらいされました。そしてそういうことの成果として郡上市市民協働指針というのが平成21年度になって策定されてきます。この中には市民協働センターをつくらうという

ふうなことが明記されておるわけでありませけれども、こういうものを踏まえながら、そしてまた平成22年になりますと、23年からの後期基本計画へ向けての策定作業がだっと始まってまいります。企画課の中での取り組みとして大きな作業として、平成22年におきましてはそういうふうな総合計画の後期基本計画をきちんとつくっていくという部分がありましたので、市民協働指針それから10年にわたる基本構想というのを踏まえながら、しっかりそれをつくっていくというこの取り組みの中で、まず第1に計画の策定方針というところの2番目に、市民協働指針に基づいて市民と行政の協働によるまちづくりを推進する計画としますと。後期基本計画を策定するに当たって、この協働指針というものを一つの骨格として捉えていくというふうなことを踏まえながら、1年かけて後期基本計画ができてきたというふうにして考えております。これが22年になると思います。

それから23年になっていくわけですが、この間に実を言いますと、こうした計画の類い、いわゆる机の上の事務ではなくてさまざまな事業メニューとして、いわゆる市民協働型の新しい地域づくり事業、制度事業というのを郡上市として起こさせていただいてきております。例えば市民協働フェアというのが21年ぐらいから始まってくるわけですが、そういう市民協働ということテーマとして地域づくりを考えるようなそういう集い、そういうものを起こしていく。それから事業としては集落総点検・夢づくりビジョン策定モデル事業、それから協働まちづくり事業、提案型の協働事業とそういう形で、この指針に示されたことが現場で行われておることとまさにそれが行政の施策と実証的に事が行われていくような事業メニューというのを起こしてきたと、こういうふうなことがあると思います。

そうしたものを踏まえた21年、22年というものを経てきて平成23年になりまして、今回の協働センター設立へ向けての具体的な検討に入ろうということで、昨年の8月でありましたが、15名の委員からなる設置検討委員会を設置させていただいたと、こういうことでございまして、この設置検討委員会におかれましても大変精力的に御検討していただきまして、8カ月をかけましてこの春3月、提言を市長のほうに提出されたということで、ぜひ市民協働センターをつくっていきたくと、こういうふうなことでさまざまな具体的な、設置する場所はどうするか運営方法はどうかとか事務局体制どうするかとか事業名、そういうことをまとめていただいてこの24年度を迎えたわけでありまして、24年度の頭には準備委員会で公民館、自治会さまざまな関係の皆様と協議の場を持ちましたけど、こういうものを経ましてこの7月2日にオープンさせていただいた、これが経緯ということで御報告させていただきます。

(3番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) 今のお話をお聞きいたしまして、市民協働ということが今思いついたことではなくて、合併の当時からもう既に協働という言葉が中心になっていたんだということだと思いま

す。そうした市民協働というものをずっとテーマにしながらやってきて、ようやく市民協働センターができてきたんだということなんだろうと思いますが。先ほどの5番議員の質問にもありましたけども、もう一度開所してからの活動状況とまた違った観点から答えていただけるということで、それから市民協働センターの役割という意味合いで質問させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、先ほど兼山議員の御質問にもありまして、特にこの活動の中で101プロジェクトとかあるいは情報発信、自治カルテ作成、こういうものにつきましてはお話をさせていただきました。

センターの中で非常に大事なこととして、ちょうど役割ということで少し確認させていただきましたけども、これは市民協働センターが当然今までのずっと背景は追っておるわけですけれども、ホームページで近々アップさせるということで、現在の執行部の体制の中でつくられた役割というものを再確認させていただきますけれども、こうした理念を具体化するための協働センターの基本的な役割としては情報の受発信だと言ってみえます。まず第1つ目です。

これは団体間の連携を強化したり幅広い分野における地域活動を推進するため、他の市民団体等の活動情報、活動実績とか市の計画・施策あるいはそうしたことの行政情報、人的資源の情報、資金援助情報、市民活動に関する情報、こういうものは一定のところに集約をされておって、そこに行けば何かヒントが得られるとか、あるいはどこかにつながる人とネットワークを組むためのヒントがある、あるいは御支援いただく資金援助の方法にどこかにヒントがあるとか、そういうものを非常にセンターとしては重要な役割として持っておるということで第1に掲げられております。またそれを収集することと同時に、大いに発信していくということも大事だというふうに書かれております。

それからもう一つ、相談、窓口相談ですね、そういうことは、まず市民の皆さんが市民協働センターが今大和に1階にあります。それからサブセンターとして振興事務所に今看板を全部掲げております。職員も一応割りつけておりますが、まずそういうことをしっかりと認識といいますか御理解、そういうものがあるんだということを認識いただいて、そしてそこに自分たちが今困っていることを自分として御相談に行っていただくと。そういうことが非常に大事だということで、いつでも気軽に相談できる窓口が必要だと、こういうことであります。

ただ、今、地域の窓口につきましては、一つは職員の体制は今できましたが、運営委員会とされましては、地元にあるさまざまな形があります、運営の、NPOの団体とか。ですからそういう実態に合わせながら、つながりを持って思いというものをサポートできる仕組みをつくろうということで、今までのように役場から指名してやるというやり方じゃないと、そういうことを言われてお

りまして、少し今時間がかかっておりますけど、NPOの皆さんたちとお話されておる。きょうもちょうど八幡地域においてそういう窓口づくりの話がされております。これが2つ目大事だということでありまして、それから3つ目はネットワークコーディネートの地域活動と。ネットワーク、それからコーディネートするんだと、こういうことの機能を大事にしてみえます。目的の異なる多様な主体によってNPO活動が行われておりますが、そういうさまざまなNPOのそういう方がどこに郡上の中にNPOがどういう団体があるのかと、それをわかる。あるいはその人たちがたまには集まって情報交換したりあるいは助け合ったりと、そういうふうな機会をつくっていくんだということをして3つ目の目標としております。

ニーズを起こしたりあるいはそれをマッチングさせたりと、そういうことが非常に大事ではないかと。そういうふうな仕組みをつくっていくということで、むしろ市民協働センターはみずから何かするということよりは、そういう出会いの場をつくったり、出会いについての動機づけをしたり、あるいはそういうことをサポートをすると、そういうことが非常に大事なんだというふうに言われております。

あとは、そういうことを行い得るための人材育成あるいは人材に対する研修事業というものを行っていきたくて、こういうことも言われておりまして、またそういうことにつきまして全般的には具体的な啓発あるいは具体的な事業推進ということで、先ほどの3つのプロジェクトなんかを配置しておるといってございまして。

こういうふうなことでありますが、いずれにしても常勤の体制が一つは少ないということと、それから運営委員の皆様もそれぞれ団体を背負ってみえる、非常にそれぞれでお忙しい方がお集まりになってみえますので、これからは広くNPOのこの団体の方たちがお集まりになるようなことを仕掛けながら、そういう皆さんの力が発揮できる、そういうふうなプラットフォームになるといいですか、そういうふうな役割が大事なのではないかとこのように思っております。

いずれにしても市長が言われました人のたまり場といいますか、地域づくりの情報のたまり場といいますか、そういうふうな機能をしっかり発揮していただけますようにどうか皆様の御支援といいますか、また訪問といいますか、お願いしたいと思っております。

(3番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) ぜひ小さな実績から積み上げていただきたいと思っておりますけれども。市民協働センターの役割ということではわかったんですが、市民協働センターのスタッフのメンバーもぜひ顔が見えるようになるといいなと思っております。私もお会いさせていただいたときには非常に皆さん先進的な方々ばかりでございまして、なかなかついていけなかったんですけども、今お会いしてみると非常によく考えてあるすばらしいお方ばかりですので、ぜひそうした方々にもっともっと



市民に知っていただくようなことも必要なというふうに思っております。ぜひ頑張ってもらいたいと思いますが。

3つ目にいきます。市民協働センターの皆さんには頑張ってもらいたと思いますが、市民協働ということをどれだけの方が市民の方が知っているのだろうかということ質問させていただきます。その中で3つに分けてまず市の職員の方々がどれだけ知っているかということなんですけれども、市の職員が知ってないとなかなか難しいと。2人ですか職員が協働センターに派遣されておりますけれども、そのほかの皆さんがどれだけ知ってるのかと。第2次郡上市行政改革大綱の作成に当たっても、3番目の項目だったでしょうか、大きな項目の中に市民協働というテーマが入っておりました。

そしてまた、こうした仙台市のこういうものを実はいただいてきたんですけども、これは仙台の協働本と言いまして、要するに協働を成功させるためにということで市の職員に配られてる内容であります。何が書かれているかといいますと、市の職員というのはなかなかこの協働を理解しにくいんだということが書かれてるんですね。そういう中で、それでもしかし協働というのは非常に重要な内容なんだということを含めて書いているわけでありまして、協働をいかに成功させるかという一つの手引きなんです。こうしたものをぜひ郡上市でもつくられたらどうかということをもまず提案させていただきたいということと、それから議会に対して、議会もなかなか、議会も一つの言ってみれば団体ですから、これは皆さんと市民協働していくということになるんですけども、議会がどれだけ知っているかなということもあると思います。私の提案としては市民協働センターの皆さんと交流するようなことも必要なかなということも思っております。

それから市民全体に対してでございますが、ホームページを開設するという話もありました。どういった内容なのかなということもお聞きしたいんですけども、いかに市民に知っていただくかという点について、3点についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 市の職員につきましては、総合計画におきましても起草委員あるいは行革におきましてもリーダー指名ということで、各課に必ずそういう職員を配置して課とのパイプをやらせていただいております。それから事務事業の中で全て発想をそうした考え方に基づいて事業を組んでいくとか、そういうことにつきましてはやっておりますが、しかしそれぞれ仕事によってはさまざまな分野の特殊性もありますし専門性もありますから、全部が全部というふうにして自信を持って言うところまではいっておりません。

ただ、考現学でもことし新しい自治ということで3回シリーズでやらせていただきましたが、職員も大変大勢来てくれました。市民の皆さんも来ていただきましたが、これも3回シリーズの取りまとめとして市民協働センターの御紹介という狙いでやりましたけれども、そういう機会を通じな

がいろいろな場を持って、折に触れこういう取り組みをしていきたいというふうに思っております。

それは、自分自身の中にも協働という言葉が漢字で見ると8つか7つか10ぐらいあるのではないかと思いますけども、そういうことの中でいきますと、まさにその字を書いてその字の意味は、そしてそのことを地域づくりの中でどのように実践していくというところまで理解してやっていくという方はほんのわずかではないかというふうにして思っております、まさに市民協働センターのホームページの、今まだ準備中なんですけどこれを見ますと、生まれたばかりのこの場所であるということで、まだまだ市民の皆さんからは市民協働って何ってということで、活動の意味が理解されていないことも事実です。そういうふうなことの認識をしっかりと執行部の方が持ってみえるというふうに思います。

そんな中で、郡上市の中では折に触れ、今まで配らせていただくものとしては1枚ものの市民協働のお知らせするものを一つはつくっておりますが、先ほどの仙台協働本というのがありました。ああいうものをこのところの議論の中でつくって、教材としてつくって、そしていろんな機会、職員も入れさせていただいて、いろんな市民の皆さんにもあるいは市民協働のいろんな活動においても、そうしたもので少しPRする教材をつくってやっていく必要があるのではないかなというふうに考えて、みんなで今話しておるところでありますので、それはやっていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それから議会の皆様との関係につきましては、7月2日のオープンなんか一部覗いていただきましたが、ぜひ森議員さんが議会代表で運営委員におみえですから、ぜひそんなような場をつくっていただければ、喜んで市民協働の運営委員の皆さんもそういう機会にはこちらへ来させていただくと思いますので、そういう機会をぜひこちらからもお願いさせていただきたいというふうに思います。

(3番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) それでは4つ目にいきたいと思っております。今後の市の取り組みということでございます。郡上市全体で取り組まなきゃいけないなというふうに思っております、まず3つほど提案なんですけども、ほかの地域へ行ってみますと、以前も総務常任委員会で視察に行かせていただきました。市長さんも一緒に行っていただきましたが、牧之原市なんかでも政策協働部ってあるんですね。協働という言葉を使って政策協働部というところがありまして、そこで住民自治条例であるとかそうしたことを検討しておられるというようなことでありました。協働という言葉をもう既に使っていました。

美濃加茂市にも聞いてみましたら市民協働部ってあるんですね、市民協働部。そうしたものがあるんです。ですから協働という言葉がもう既に皆さんに親しまれているといいますか、わかんない

かもしれませんが聞いてるという状況があるんだろうというふうに思います。美濃加茂市なんかの市民協働部はどういった課が入っているかという、地域振興課とか生涯学習課とかスポーツ課、文化振興課、どちらかという教育委員会のほうの課が入ってるんです。それから環境課です、NPO関係を扱っているというようなことで、そうしたものが入っているということを言っていました。そうした意味で、郡上市もぜひ協働まちづくり課とか市民協働部とか、そうしたことをまず前面に出して、全体で取り組まれるということが必要なのかなということを思っておりますがいかがでしょうか。

それから、市民協働まちづくり条例とかそうしたこともつくられているようであります。さらには住民自治条例というようなものは当然、来年再来年ぐらいに向けて今取り組まれておられますが、そうしたことがあって初めていわゆる市民協働ということが本当に表に出てくるのかなと思ってます。どちらかという市民協働センターだけがぽんと出ちゃって、なかなか何なんだということがあろうかと思しますので、そうした住民自治条例を早目に制定して、そこでもう一遍確認するようなことも必要なのかなということを思っているわけでありまして。

もう一つ提案は、シティバンクというようなものです。先ほど室長が言われましたけれども、集落・夢ビジョンとかそうしたことも言われました。そうしたものはどちらかという市から補助金を出して、1年間50とか次は30とかを出してそして事業をやるということなんですが、その期間が終わってしまうとそうした事業というのは長続きしないといえますか、そうした意味ではシティバンク、お金を貸してあげて自分たちで活動経費をある程度捻出していくんだというような、そういう考え方はどうしても長続きのためには必要じゃないかと私は思っております。ですから行政から補助をするというよりも、借金してでも取り組む姿勢が必要だということを思っておりますので、そうしたこともぜひ考えていただきたいなということを思っているところでございますが、そのことについて御答弁いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 幾つか御提案いただいたわけでありまして、まず協働まちづくり課とか市民協働部、これ確かに自治体においてはこうした名称の部署を配置しておるところが今ふえてきておるといふふうにして認識はしております。

郡上市におきましては、現在、ちょうどこの7月につくりました市民協働センターですけれども、そこ少し内部で組織を構えまして、今まで企画に所属しておった地域づくりの場面でも地域振興のほうに配置しまして、より現場型で協働センターと連携すると、そういう意味でまさに自分の、要するにいわゆるセンターの事務局ではないんですけれども、センターと協働するために市のまちづくり協働事業メニューをもって現場に1人佐藤円君を常駐させるという体制をとりました。それからこちらのほうには水野次長のもとに1人課長補佐が、専任の立場として課長補佐を置いておる

ということでありまして、まさに市民協働センターを大和につくったからそれで終わりということではなくて、我々としては日々連携をしておるつもりでありまして、きょうの朝も佐藤君がこちらに来て打ち合わせをしておったわけでありまして、そういう意味におきましては、官民一体となった取り組みを現在始めたところでありまして、そういう意味におきましては、この市民協働センターの活動をまず全面的に支援し連携し、そして地域づくりの市民運動そして郡上市の支所が連携する形の今の体制をまずはしっかりと着実に進めていきたいと、こういうことでもありますので、この名にあらわす機能を現在、市長公室の企画課の中で展開させていただいておるという気を持っておりますので、まずそういうことでよろしく御理解いただきたいと思っております。

それから条例につきましては、これいわゆる市民協働まちづくりというふうなそういう視点から見ると条例と市政の枠組みと申しますか、例えば市政の基本的な原則や市民の市政への参画の制度、そういうことについては定めると。それは実は後期基本計画の中でも定めておられて、市民協働センターと同列に進めるということにしてあります。もう少し前の集中改革プランとかいろいろなどころでもそういうふうな議論しておるわけでありまして、ようやくこれも昨年からは着手させていただきまして、市民の皆さんの中からそういう住民自治はどうあるべきかと、あるいはどのような運動としてやっていくべきかというようなことを今、検討させていただいておられて、その中で一つの成果として、市民の皆さんから見た自治のあり方として行政の基本的な仕組みというものにこういうことを条件つけたい、こういうことをお願いしたいと、そういうものを今ちょっと検討させていただいております。そうしますと、一定の願いというのが形になってきますから、そういうものを今年度中には市長のほうに提出されるということとなっておりますので、25年度においてそういうものを条例化するというふうな方向へ持って専門委員会の設置また議会に御指導いただきながら、そういうふうな動きになっていくというふうにして考えております。

最後の融資につきましては、とりあえず現在ある補助制度のメニューをまだ枠が残っておりますので、精いっぱい使っていただきたいというのが本音であります。ただ森議員御指摘の点はお話としては我々も聞いたことがありますし、継続のためには補助より融資だと、それはありがたいことだと思います。ただ今の時点、郡上の中でそうしたふうな大きな要請があるというふうなところまでは今認識しておりませんので、これも市民協働センター運営委員会の皆様やNPOの皆さんのお声を聞く中で検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

(3番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) それでは市長さんにお伺いしたいんですが、2つに分けて質問させていただきますのでお願いします。

日置市長が発案されて始めたことじゃないかというような感覚も実は市民協働って持つてるんじ

やないかと思うんですね。先ほど言いましたように合併当時からこういったことは言われてるんですけども、日置市長になられてこういったことが実際なってきたもんですから、という頭も実はあるんだろうと思います。

それで、市民協働を成功させようと思うと、私は先ほどサッチャーというイギリスの首相の話をしましたけども、私は国がある程度方向転換しない限り、地方にもうちょっと税源を移譲するということを考えないと難しいんじゃないかなと思ってるんです。

というのは西暦2000年に地方分権一括法というのが制定されて、そこから地方分権、地方分権と言われてきたわけです。ところがほとんど財源も、権限だけ移譲されてなかなか財源が移譲されてこないというようなことで、その期間に自民政権から民主党政権また今度は維新の会というようなことで、どんどん国政が変わってきておまして、ただ維新の会の言ってることは、地方分権ということをかなり強調してみえることは事実です。大阪とかちょっと、ここは違うということもありますけれども、しかしぐっと地方分権が進むんじゃないかなという気もするんですけども、しかし国からそういう税源が移譲されない限り、こういった市民協働とうたったところでなかなか難しいんじゃないかなという気が実はしております。

ある自治会長さんがこういったことを言われたんです。自治会のいろんな仕事があつてなかなか市にお願いしてもできんと。であれば自治会で多少お金をつくるのでその分を、半分つくるので半分市から援助してもらえんかというような話も聞きます。そうすればどんどん自分たちでできるといいですか、市の予算のつけ方は難しいと思いますけれども、いずれにしてもそうした国が方向転換をしない限り、この市民協働というのはなかなか進まないんじゃないかという私は危惧を実はしているわけなんですけれども、そういったことについて市長どういうふうにお考えか、まずちょっと最初それお聞きしたいなと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） まず最初に申し上げておきたいんですが、市民協働センターというのは、必ずしも私が提唱したものではございません。むしろ私が就任前からの先ほどのまちづくり協働指針づくりというものを市民の皆さんが御議論なさっていて、そして私が就任後にまちづくり協働指針というのができたんですが、その中にこういうものをぜひ、市民協働というものを進めていく場合の中核的なよりどころとしてつくってほしいと、こういう話がございまして、私はその趣旨に賛同して今回実現したというものであるということだけは申し上げておきたいと思えます。

そして今の市民協働ということですけども、地方分権というものが進むことが望ましいことはもちろん言うまでもないことだというふうに思いますけれども、単に私はこの市民協働を進めるといことについて、今でも日本国中いろんなところで市民協働進んでおるわけでございますので、

必ずしも今これ以上地方分権が進まないからこの市民協働が進まないということよりも、問題は市民の自覚であるというふうに思います。市民の皆さんがなぜ市民協働ということをやめるのか、あるいはそれを支えていくためにはどうしたらいいのか、先ほどシティバンクのお話も出ましたけれども、こういう新たな公共分野の仕事というのは私は個人的には、コミュニティビジネスはどうかわかりませんが、かなり融資というのは難しいのではないかとこのように思います。むしろ私はアメリカとかそういったところに広く存在する寄附文化とか、公益的なことに対する市民の皆さんが資金を出し合うという文化土壌をつくることというのが非常に大切ではないかと。先ほど自治会の方が自分たちで半分ぐらいは金を出すと、まさにその精神が大事だろうというふうに思います。市民協働を進めていくためにももちろん地方分権というものが一層進むことを望んでおられますけれども、ただ地方分権、先ほどちょっとお話に出ましたそれぞれが描いている地方というのはこの地方のことを言っているのかということにも十分注意して、今後のそういう流れに我々も参画していかなければいけないというふうに思っています。

(3番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) 今シティバンクのことをちょっと言われましたが、実は明宝の畑佐地区であるNPOの方が言っているんだそうですが、その方は名古屋の民間ファンドからお金を借りてやって、ほとんど返済は済んだそうですけれども、そうした方もみえるということだけ。そうした形でやるという方もみえるということを知っておいていただきたいなと思います。

それから先ほど言われましたけれども、自治会が半分出すという形なんですけれども、やるという方もみえるんですけれども、そのときのあと半分ですね、じゃあつくれるのかということなんですけれども、そうしたことが、合併特例債も今度5年間延長になるというようなこともありますので、そうした方向に使ってもらえるようなことも考えてもらうといいのかなというようなこともちょっとお願いしておきたいというふうに思います。

最後ですけれども、地域審議会からという話なんですけれども、地域審議会も10年の使命を終えようとするわけですが、あと1年半です。非常に皆さん頑張っていたなというふうに思いますしすばらしいなと思います。これからこの地域審議会がどうなるのかということも非常に、皆さん誰も考えているんですけれども、私はこの市民協働ということ考えたときに、先ほど来ありますように協議会、地域協議会のようなものを地域自治協議会というようなもの、これはもちろん市長の諮問機関ではあると思いますけれども、みんなで選んだという意味合いにおいて非常に重要な地域自治協議会だなというふうに思っております。今までのこの地域審議会というのはどちらかということも今までの町村のようなもので、いろんな陳情を市にしていくというようなことなんですけれども、地域協議会というのは団体をまとめながらもっと協働というものを生かしたそういう組織に持ってい

くべきではないかなというふうに思っています。単位としては審議会は旧7カ町村でありますから八幡も1つ、白鳥も1つそれから明宝、和良も高鷲も1つということですが、それを例えば3,000人単位にするとか4,000人単位にするとか、そのぐらいの単位にして、そうした単位の活動の会にしていくといいのかなと思っておりますが、そうした点についてどのようにお考えでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 地域審議会は10年のミッションを終えるわけでございますが、その後どうするかということはこれからこの1年ぐらいかけてよくいろんな皆さんの意見を聞いてまいりたいというふうに思います。

今、全国的に大きな合併をした後のその市町村内分権といいますかそういうようなもの、あるいは市民協働というようなものをどうするかということで、いわゆる地方自治法の中にある地域自治区あるいは地域協議会という法定の機関とかそういう制度でなくて、自治体自治体が工夫を凝らして今、森議員がお話しになったような地域協働をどうやっていくかというような、市民協働をどうやっていくかというようなことで知恵を絞っておりますので、十分そういったことを勉強していきたいと思っておりますが、いろいろ問題はございまして、先ほどおっしゃった選び方という、そういう地域の代表としての民主的な正当性をいかに確保するかというような問題があったり、あるいはそういう団体は決定機関なのかあるいは実行主体なのかというような問題があったり、あるいは財政をどうするのかというような問題、種々のそういう問題の中で地域地域でいろいろ工夫をした今取り組みが見られておりますので、そういうものを十分研究をしながら方向づけをしてまいりたいというふうに思います。

（3番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 森喜人君。

○3番（森 喜人君） 終わりましたので、以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、森喜人君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時35分を予定いたします。よろしくお願いいたします。

（午後 2時22分）

---

○議長（清水敏夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時35分）

---

◇ 清 水 正 照 君

○議長（清水敏夫君） 11番 清水正照君の質問を許可します。

11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

6月議会で積み残しておりました件について1点、また今回新たに1件ということで、2点について質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、シニアクラブの現状と今後の支援策ということについてお伺いいたしたいと思います。

今年度も当初予算におきましてシニアクラブ活動運営費として、65歳以上を対象に8,736人に対しまして1人当たり1,000円という助成があります。市の高齢者人口の推計では今年度の65歳以上の人口は1万4,340人で約61%の加入率と、これは6月の質問時に調べたものですが、この前いただきました人口的なものは9月1日現在では65歳以上の人口は1万4,072人ということになっておるようでございます。

シニアクラブの会員の対象年齢につきましては60歳以上でそれぞれの自治会といいますか単会において会員の募集、行事への参加呼びかけなど積極的に活動いただいていることと思います。会員として登録している人数と実際に活動している人数には相違があるんじゃないかということをおもうわけですが、実際に活動している人数とその年齢層、60歳以上が対象ということですが、年齢層について把握しておられるのか、その現状について健康福祉部長にお伺いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 清水正照君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） 清水議員さんからいただきました質問についてお答えしたいというふうに思っております。

会員数の数とかは予算の数とかいろいろございますので、今我々がつかんでおりますシニアクラブの連合会のほうをつかんでおります会員数で申しますと、旧7支部127の単会がございますが会員数は8,866人という数を聞いております。そのうち、今お話しがありましたようにシニアクラブは60歳以上の方に入っていただくというようなことでお願いしておりますけれども、実際には65歳以上の方がその8,866人のうち8,552人と、96%の方が会員の中ではほとんど65歳以上の方が占めるという現状でありまして、60歳から64歳までの方は会員のうち314名ということで4%ということで、会員の高齢化といいますか、65歳以上ということで進んでいるなというふうに思っております。

郡上市全体の人口の中では、今お話しがありましたように、60歳以上の方の郡上市全体の人口では約61%というほどでございますが、60歳以上ということで5歳下がりますと全体の49%、49.5%ですので郡上市の60歳以上の中では半分ぐらいの方がシニアクラブのほうの会員になっていただい



おるといのが現状でございます。

本当にいろいろ一生懸命それぞれ活動していただいておりますけれども、実際に活動している人数はどのくらいかと、こういうような御質問でございますけれども、市老連として総会でありますとか女性の会でありますとか軽スポーツ大会、それから各支部の中でもいろんな活動をされておられます。

23年度のものでございますけれども、市の連合会として例えばですが総会、女性の会等々に参集されました方は約400名の方が見えますし、それから市の連合会で行います軽スポーツ大会には300人ほどの方が参加していただいております。それから、同じく市老連がやる歩け歩け大会等も毎年300名から350名の方が活動されております。それから、各支部でそれぞれ7支部でそれぞれに活動されておりますけれども、例えば八幡支部のレクリエーション大会には毎年650人から700の方が参加されております。

細かくお話ししますと時間がかかりますので23年度の大きな事業だけですが、八幡地区では4事業で約1,250名ほどの方、大和地域では大きな事業6事業で970名、約1,000名ぐらいですね。それから白鳥地域でも7つほどの大きな事業で1,000名ほど、高鷲地域では9つほどの大きな事業で700名ぐらいの方、それから美並地域では10ほどの大きな事業で850名ぐらいの方々、それから明宝地域におきましては5つの大きな事業で約300名ぐらいの方、和良地域では大きな事業7つぐらいで約350名ぐらいの方、トータルしますと23年度では大体7つの支部で5,300人から400人の方々が実際にシニアクラブのいろんな活動に参加してみえるということですので、会員数の延べ数でありますけれども60%以上の方が実際にいろんな事業に参加しておるといふふうに認識しておりますので、よろしく願いいたします。

(11番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） それぞれの単会でのといいますか、全体ででもそうですが、なかなか年齢層という部分で考えると難しい、把握していただくのも難しいかなということを思いますが、地元の様子を見ますと、高齢の方が参加されている率が高いなということを思います。

そういった意味で次の質問に移らさせていただきますが、「65歳は高齢者」というような新聞にありまして、65歳は高齢者という中で一律に高齢者という考え方を見直してシニアクラブ、老人クラブですが、シニアクラブの会員の年齢をどのように選定していくか、設定するか、国のほうで検討されて、新聞で見ますと高齢社会対策大綱に盛り込まれるというような見通しが新聞報道されておるわけですが、現在のシニアクラブへの参加に対して、地域性や生活スタイル、考え方の違いなど、元気な60代の参加はなかなか難しいように思われます。

新聞にもあるんですが、「細る老人クラブ」ということで、郡上あたりではまだまだこんな状況

ではないかもしれませんが、都市部ではこういったことが起きているのかなと、ピーク時よりも2割少なくなってきた、会として成り立たなくなっている老人クラブがあるというような現状を捉えて書いてありますが、こういったシニアクラブ、老人クラブは老人福祉法で位置づけられておりまして、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で介護予防や相互の生活支援が期待されて、地域でのボランティア活動やみずからの生きがい、健康づくりによって医療費の抑制効果など、福祉政策を進める上でも、今後ますます高齢化が進む中で重要な組織ではないかというふうに思います。

シニアクラブとして活動を続けていくために年齢層に合った、今言いましたような60代の方の参加が少ないということで、年齢層に合った組織化とか敬老会員といいますかそういった対象を75歳以上を対象にした組織、それは今の継続の組織でいけるのかなと思いますが、そういったところに対する支援を検討するなどして、シニアクラブ全体としての活動が継続されていくような、その中に指導者も必要でしょうし、また後やってくるという若い人たちの後継者も必要だと思いますが、参加しやすい体制づくりなども検討していただく必要があるんじゃないかということをと思いますが、その支援策といいますか、そういったことにつきまして健康福祉部長にお伺いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） シニアクラブを今後支えていくための行政の支援策というようなことをごさいますけども、高齢者社会という高齢化率が65歳以上の方を指差して言うわけでありましてけども、その高齢化という言葉の中で、例えば公的ないわゆる年金なんかの受給年齢なんかも65歳以上とか、それから老人福祉法でも65歳とか、いろいろちょっと高齢という年齢の定義が違うわけでありまして、今お話がありましたように、シニアクラブの場合は60歳からを加入ということをお願いしておるとい団体でございます。

これ1950年時代にちょうど戦後間もないころに日本が元気がなくなったころに、みんなで元気を取り戻そうということで、大阪等々を中心に全国的に老人クラブのいわゆる組織といいますか活動が始まったわけでありまして、実は調べてみますと1955年の日本人の平均寿命が女性は67.75歳やったわけです。男性は63.63歳でございました。現在、今一番はっきり、最近の平均寿命では2010年の平均寿命で言いますと実は女性は86.3歳でありまして男性は79.55歳で、当時シニアクラブが組織的にでき始めたときと比べますと女性のほうは19歳平均年齢で違いますし、男性のほうは16歳ほど平均寿命が違うというようなことがあります。

ですから当時、1950年代の60歳というのは今の60歳とちょっと、変な言い方ですけども、もう少し高齢化しておった60歳という意味合いが多分強くて、その当時60歳というようなことで、別にこれは制度とか法律で決められてるわけじゃないんですけれども、全国的に60歳以上の方に呼びかけられて老人クラブが誕生していったという経過が多少あるかというふうに思っております。

ですから今言いましたように、今日的な平均寿命と16歳から20歳ぐらいの違いがあるものですから、それぞれ今の方々が60というのは、まだまだおれは若いんだぞというような気持ちがあるということも確かだというふうに思っております。

しかしながら、シニアクラブのいわゆる目的といいますか方針といいますか、健康であったり友愛であったり奉仕というのはずっと続いておりますし、今もそのことを目標にされておるわけでございますので市としてもこのシニアクラブ、先ほど言いました9,000名近い会員の方というのは郡上市の人口の中でも大変多くを占めておられるわけですし、その方々が一人一人先ほど言いました健康とか友愛、奉仕ということで組織的に皆さんが頑張ってくださいことは大変ありがたいなと思っておりますし、生きがいづくり、健康づくり、仲間たちの見守りというようなことで大変ありがたいなと思っております。

それで市としてじゃあ何ができるかということになるわけですが、冒頭にもお話にありましたように、1人1,000円ということでの会費の助成ということで財政的な支援はこれからも継続していきたいというふうに思っておりますし、ちょうど今年度から健康福祉部のほうでケーブルテレビを活用しまして「健ちゃん福ちゃん」という番組を毎日毎日放送しております。特に第1回目から4回にわたりましては、特に高齢者の方々のシニアクラブの方々の事業を紹介したいという思いで4回シリーズで約1カ月ほど流させていただきました。職員がお話するというよりも、それぞれのシニアクラブの支部長さん方に登場していただきまして会の活動をPRしていただき、会員の呼びかけも直接していただきました。またホームページでもシニアクラブのほうは市のほうとしても紹介させていただいておりますし、毎年健康福祉部がつくっております福祉白書の中でもクラブの活動を御紹介させていただいております。また先般の補正予算の中では、高齢者の生きがいと健康づくりということで行政パートナーの関係の事業も立ち上げさせていただきました。

また、やはり職員と会長さんとのつながりも大事だということで、直接シニアクラブの会長さんに我々健康福祉部の職員のほうに来ていただきまして、シニアクラブの大切さ等々も職員に直接訴えていただいたということもございます。

また、市の連合会の直接でありますけども、新しく会員が5名以上それぞれの単会で加入した単会には連合会の会長さんの名前で表彰しとるというようなことを、この24年度から始めていただきまして、18単会で5名以上の加入があったということでございますので、市はもとより会のほうでも一生懸命会員の獲得には努めていただいております。

先ほど言いましたように健康づくり、生きがいづくりということでは大変大事な団体というふうに市も思っておりますので、これからもいろんな意味で支援していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

(11番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。高齢者を対象に白鳥地域で資料いただいてきたんですが、白鳥地域いきいき教室というようなことで、各単会で年間スケジュールを組みながら保健師さんが出向いたりして計画がなされております。どうしても車に乗れないとかいろいろな面で、先ほどは全体で行われることとか支部で全体で行われることとかというのに参加があるよという話でした。しかし、一番もとはそれぞれの単会での事業ではないかなというふうに思います。そういったところの部分を今後より充実していただいて、ゼロ予算ではないかもしれませんが近いような形でかわりを持って支援していただきたいなということを思います。

高齢者人口はますます今後ふえていくということで、先ほど申しました年齢層に合った組織化といますか、そういったこともしながら、地域に合った貢献もしていただくようなことも今後必要じゃないかなと。年齢で区切ってここまでで終わりではなしに、次のステップアップへステップできるような組織化が必要じゃないかなということを思います。年齢層に応じたそういったことをつくることによって、その地域での同じような年齢の共助といますか、そういったことが地域に生かされるような組織づくりを、今の市民協働ではないですが、横断的な考え、取り組みの中で検討していただければと思いますので、要望いたしておきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、白鳥インターチェンジ周辺の開発整備計画についてお伺いしたいと思います。

今まで、合併しましてからのこの件につきましてバスストップまたサービスエリア等々、16年9月議会で同僚の議員が一般質問されて以来、ずっと7回ぐらいの経過があるわけですが、東海北陸道全通に伴いまして市のそういった利便性を向上させるためにも、白鳥インター付近での高速バス停の設置や全通後には中部縦貫自動車道との接続地点という立地条件を生かして、白鳥インター周辺の広大な場所を最大限活用し、サービスエリア施設ができないかなどということで16年9月議会以来、22年の12月議会までそれぞれ白鳥の選出の同僚議員から質問されております。

これにつきましてそういったことの中で特産物の販売や特産品開発など、農業と商業をマッチングさせた施設をつくるなど、インター周辺の開発また白鳥地域のみならず市全体に波及効果といますか相乗効果があるんじゃないかということを思います。そういった中でこれまでの市の取り組み、また今後の展望についてお伺いしたいというふうに思います。

初めにはバスストップの設置について、チェーン脱着場への設置の場合、用地の増設や別の場所への代がスペースや車線の構造的な改良が必要との見解を示されており、多額の整備費がかかるということを示されておるわけですが、この整備費について今まで積算といますか、どのぐらいかかるかということを検討されたのかお伺いしたいと思いますが、これは19年の9月議会ですか、そこでの答弁になりますか。またもう一つは22年の12月でも、サービスエリアをつくるにはインターチェンジと隣接してるということで整備費の負担が発生するというので答弁いただい

ておりますが、建設部長にお伺いいたしたいと思っております。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） バスストップの本線上への既存のチェーン脱着場等の使用の中でつくれないかということで、以前にも質問いただいておりますけれども、現在のチェーン脱着場のところにつきましては、冬場の期間の雪捨て場として利用もされておりました、今後4車線化が本格的な工事が進む中で除雪等も大幅に増大することから、さらに雪捨て場等の所が必要というふうを考えております。中日本道路さんとしても、これらの用地につきましては、目的外に転用する考えはないということも伺っております。

またもう一つの件につきましては、高速バス事業者の意向としましては、所要時間の短縮を一番に考えてみえる中で、需要の見込みとか採算性等々のことから、停車場をふやすことには非常に消極的な意見を持ってみえるというようなことがございます。

こういった中で、バスストップの実現にはいろいろな課題と問題といろいろある中で、実現の可能性が低いというような考えの中から、概略計画とかそれに伴う概算費用の積算までは至っておりませんので、よろしく願います。

（11番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） バスストップは前もお話ししましたが、中部縦貫道の高架下に設置はされております。利用されておられません。白鳥地域としても、将来的にどうなるかわかりませんが、高速バスストップがあることによって利便性といいますか市民が便利に行き来ができるというようなことで、高速が全通する前からそういった要望もあり、当然あそこが高架下部分にありますのでそこに当然立っていただけるだろうという中で当時整備されたんじゃないかということを思いますが、今の現状ではちょっと、岐阜バスが白鳥駅から発着しますので、そういったことで何といいますか、それほど不便を来しとらんと言ったらあれですが、今の現状としてはそうかもしれませんが、将来的なことを考えますと、どこでどうなるかわかりませんが、そういったことも含めながら取り組んでいただく必要があるのかなということを思いますし、先ほど言いました幾らぐらいという建設費用がどのくらいとか、一方的な話といいますか、バス会社の意向というものはそれは重要視しなければなりませんけども、市民の足を考えたときに市としてどういう対応をするかということもこれもまた大事なことはないかなということを思います。今積算されていないということですので、次のほうへ移らせていただきますが。

白鳥インター付近の活用については中日本高速道路株式会社等の計画により進められるので関係機関に要望する必要がある、このことにつきましては21年の12月ですか答弁いただいております。

すけれども、このことを受けて市として中日本初め関係機関のほうへ今までどのような要望活動をされてきたのか、これはバスストップとは別のインター周辺を活用する場合のという部分での要望をされてきたのか、お伺いを建設部長にお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 白鳥インター付近のSA・PA等の設置という、有効活用ということですけれども、白鳥インター付近の高速道路区域内におけるいろんなチェーン脱着場等々の施設がございますけれども、これらにつきましては先ほどお話ししましたように目的を持ってつくられておるという中で、これらの機能の関係を伴う活用については郡上市としての意向を示しながら、中日本さんあるいは国交省さんとの協議をする中で、要望活動につなげていくことになるかとは思っておりますけれども、このインター周辺、本線区域内ということになりますと、このことにつきましても課題としまして、高速道路の技術基準に示されております休憩施設があるんです。そういう決めがあるんですが、サービスエリアの場合につきましては50から150キロ間、パーキングエリアについては15キロから35キロというような規定が定められておまして、白鳥インターと大和パーキング間は10.4キロというようなことで、この規定についてもこの基準を満たしていないというのが大きな課題と考えております。

それから、白鳥インター付近に隣接することから、インター利用者とPAの利用者が本線上で錯綜するというようなことから、構造的にも安全性の面からも問題があるということも思っております。

それから、先ほどもお話ししましたが、広大な土地等のことにつきまして今、中日本さんのほうとしては目的外の転用は考えていないということになりますと、それだけの用地確保等々が出てくる中で膨大な事業費的なことも出てくるといった問題が大きな問題じゃないかというふうに思っております。

これまででも中日本さんとはお話を行ってはおりますけれども、いろいろな問題がある中で、正式な要望活動をする段階までには至っておらんのが現状でございます。

以上です。

(11番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） お話をいただきました。なかなか難しいというお話です。いろんな規制があるというような中で、今の白鳥インターに設置することによって郡上市としてどうなんかなというのを思っていたきたいなというのが本音でして、市長が前にも答弁をいただいておりますけれども、白鳥インター周辺というのは本当に広い場所が開けておまして、将来的にも戦略的にも開発するには可能性の高い場所と考えておるといような答弁も前にいただいておりますし、そこに

は官民施設も今後考えていきたいと、これは21年6月の議会での答弁です。これは白鳥の同僚議員からいろんな質問する中での答弁をいただいておりますし、また22年の12月議会では、今の財政では市が負担してまで建設を要望することは現実的でないと考えerというような答弁をいただいております。1年半ぐらいの中でそういった思いが変わってきておるといふこともあろうかと思ひますが、あすこはそういう官民施設をつくる場所として有望であればそういったことも積極的に働きかけてほしいなというこを思ひますし、今言われるように開発するには現実的ではないというよな判断であればなかなか難しいのかなというこを思ひます。

東海北陸自動車道の4車線化事業が中日本高速道路株式会社の全面的な全額負担の中で工事化が決定されております。先ほどもお話ししましたが、一貫してこうやという部分がありますが、答弁が市長の思ひもそのときどきで変わっておるといふ部分もあろうかと思ひますが、白鳥インターチェンジ付近への、サービスエリアは大きな施設になりますので、今の先ほど言われた無理だと言われるんで質問がしにくいわけですけども、チェーン脱着場・雪捨て場を利用してパーキングエリアとか商業施設ができないかと。あわせて、先ほどお話ししましたバスストップもあわせてできれば一番いいんですけども、そういった中で市長のお考えを、現在のお考えをお伺ひしたいなと思ひますが、よろしくお願ひします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えいたしたいと思ひます。

今回、幸いにして中日本高速道路の全額自己負担によってということでありますけれども、飛騨清見インターまでの、白鳥インターからですね、4車線化工事がいよいよ現実なものになってきたということは非常に私ども郡上市にとっては朗報であり、ありがたいことであるというふうにお思ひしております。

しかし、先ほどから提起されておりますいろんな構想というのは、今回、中日本高速道路が全額自己負担によって4車線化工事をやるという条件のもとでは、むしろかえって難しくなっておるといふふうにお思ひます。前の公共事業として県の負担も二百数十億円負担しながらとかつていうよな場合と違ひまして、中日本高速としてはでき得る限り4車線化工事を最小の経費で最大の効率を上げてやらなければならないというふうにお考えになっているというふうにお思ひます。

今回この4車線化工事というものが実現するに当たって、今清水議員がおっしゃったよな白鳥のあのインターチェンジ周辺を何とかしたいという地元の気持ちは私も痛いよなわかりますけれども、なかなか難しいのが現実でございます。特に白鳥インター周辺の例えばパーキングエリアとかそういうものの設置というものを内々ある程度の責任ある中日本高速の方々にはいろいろ打診をしてみますと、パーキングエリアはおおむね25キロ間隔、サービスエリアは50キロ間隔という中で、

今の白鳥のあのインター周辺にパーキングエリア等をつくるという考え方は中日本高速としては持てないということをはっきりおっしゃいます。

したがって、私は今、郡上市にとって東海北陸自動車道の4車線化にとって何が一番大事かという優先度を持って郡上市としても対応していく必要があるというふうに思っております。あれもこれも、あれもこれもというふうにいっぱい注文をしましても、いや、これについては先ほどからお話があるように郡上市が財政負担してどんとやるよというんなら別ですけども、中日本高速道路のほうの費用において何とか4車線化をできる限り早く最小の費用をもってやろうとしておられるときに、郡上市としてもいろんな要望をお願いするには順序というものがあるというふうに思っております。

郡上市としては、もちろんこの東海北陸自動車道の4車線化をできる限り早期確実にやっていただくということと、それから、今のそうした工事の中で恐らく、白鳥インター周辺の開発というような形になっても恐らく、例えばトンネル残土の処理等との関連がいろいろあると思いますけども、郡上市にとってトンネル残土の処理等は、これは私どもが提案してるわけではありませんけども、中日本高速さんはまず、慢性的に渋滞しておるひるがののサービスエリアのあのあたりの近辺で残土処理というものをして、将来の展開を考えていくというお考えをお持ちでございますから、それもしてほしいがこっちのほうもしてほしいというようなことはなかなか難しいのではないかとこのように思っております。

今私は郡上市にとっては特に白鳥地区にとって何が一番大事かといいますと、職員・スタッフ等80人ほどの建設事務所、これを白鳥地区に確実に持ってきて、六、七年続く工事期間、その後の処理期間も含めて、地元の白鳥にしっかりした経済波及効果を及ぼすと、そういうことによって白鳥が潤うということを確認にすることが大切で、そのために毎日汗をかいてるわけでございますので、そういう中で、今御提案のあれもこれもということの中で、白鳥のインターチェンジ付近のサービスエリア等の話を今、中日本高速さんが全くやる気がないというところであえて持ち出すことは私としてはなかなか困難であるというふうに判断いたしております。

今後、御指摘のように東海北陸自動車道の4車線化あるいは中部縦貫自動車道が全通をするというような中で大きな結節機能というものを持ってきた中で、白鳥のあのインターチェンジ周辺は何もサービスエリアとかパーキングエリアという高速道路の附帯施設だけではないと思います。今進めております製材工場等の誘致も白鳥インター周辺の開発の一環として展開を考えてるわけでございますので、そうした大きな土地利用の中で物事を考えていく必要があるというふうに思っております。

白鳥地区の今回そういうお話が出てるとい話も私は直接聞いてないんですが、仄聞をしておりますけども、現実にはなかなか厳しい問題があつて、一つ一つ今確実に実現をしていかなければなら



ない課題から取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

(11番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） 市長のお話を聞きまして大変、順番があるという、郡上市という捉え方の中で順序があるというお話ですし、なかなかそういった今すぐ、今すぐそういったものに当たることは厳しいということというふうに理解させていただきましたが、今の中部縦貫自動車道との接続地点でもあるという部分で、将来展望の中ではお考えをいただきたいなということを思いますし、質問の通告をしました後に、白鳥町住民協働まちづくり会議プロジェクト参加募集というようなことでチラシが入りまして、この中に、これは多分白鳥の町民の皆さん方の前々からのそういったいろいろな思いの中で立ち上げられて、その中のプロジェクトに白鳥サービスエリアの検討プロジェクトというようなものが位置づけられて、3つあるわけですがその一つにあります、そういったものが。また、こういった会を進めていただく中で、行政の立場もここでもわかっていただきながら会を進めていただくことも、会議をですねこのまちづくり会議も必要だろうというふうに思いますので、その辺は市民の皆さんと行政側とが一体になって、今市長が言われたようなことはこととして考えながら、将来的にはこういうものを進めていく中で白鳥の構想として会議の中でそういったものは計画していくというようなこともやっていただきたいなということを思いますので、何年先ということがちょっと、できるだけ近いうちにという思いは強く持っておるわけですが、その辺はちょっといろんな面の進捗状況等が重なってきますんで難しいかと思いますが、こういった、市民の皆さんが自主的に考えて取り組まれることについては尊重していただいて、そういった会でもアドバイスといいますか状況をお知らせをしていただく中で進めていただきたいということを思いますので、これはお願いして、多分、会議を持たれるということであれば、いよいよと前に進もうという思いを皆さん持っておられるということを思いますので、会議の運営についても配慮いただければと思います。市長の言われることは現時点では理解いたしましたので、きょうはありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（清水敏夫君） 以上で、清水正照君の質問を終了いたします。

---

#### ◇ 古 川 文 雄 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、10番 古川文雄君の質問を許可いたします。

10番 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 失礼いたします。議長さんより発言のお許しいたいただきましたので、3点につきまして質問させていただきます。

一般質問初日の最後ということで大変お疲れだというふうに思いますけれども、しばらくの間ど

うかよろしくお願ひ申し上げます。

1 点目でございますけれども、災害緊急時体制・支援の充実についてでございます。

東日本大震災から本日が1年半を迎えているところでございます。近年、各地におきまして突発的かつ、過去に経験したことのない大規模な災害が発生しておりますとともに、局地的なゲリラ豪雨による災害が頻繁に発生いたしておるところでございます。この1,000平方キロメートル以上ある広い郡上市の生命、財産を守るために緊急時の危機管理体制のさらなる充実が望まれるところでございます。

1 点目でございますけれど、今年度消防団の幹部組織体制の見直しが行われまして、特に方面隊長さんが市の協会の副協会長さんを兼務されておるといふようなことで、今までですと3名の専属の副協会長さんがおられましたという中で、いざ緊急時の危機管理体制について、消防団と市の幹部一体となって対応されていくことになるというふうに思いますが、その段階におきまして方面隊長が市の中核に出向かなければならないという状況でございます。その場合、地域の指揮官でもある方面隊長が不在となりまして、副方面隊長が指揮をとることになると思いますが、災害が多く発生しております今日、人員、体制ともに充実しなければならない昨今の災害発生状況の、あわせて広い郡上市の中で減員されており、このことに地域では大変多くの方が危惧されておりますが、いかがお考えでしょうか。

2 点目でございますけれども、ことし上半期の郡上市災害発生件数が12件と昨年から倍増し、災害により亡くなられた高齢者の方も2人となっております。そんな中で消防団員の方々の入団者も年々厳しい状況にあるというふうに思います。あわせて、多くの団員の方が昼間はそれぞれに勤務されている現状の中で、特に昼間における火災、災害発生時に団員の方が所属部にみえなく現場に消防車が出動できない、もしくは人員不足により消防車が機能しない状況が現実でありまして、団員の出動体制、機動力が大変危惧されておりますが、現状はどのように把握され、どう対応されているかお伺いいたします。

先般の私の一般質問でも、団員の確保のために、自治会長さんと連携を密にさせていただき対応していただくことをお願いしておるところでございますけれども、今後さらに市内の企業の幹部の方々にも、団員確保等を含めた消防団への理解をしていただくための活動が必要であると思いますが、いかがでしょうか。

3 点目でございますが、高齢者のみの世帯が急速に増加をする中で、地区によっては約50%を超える高齢者の方々がおられる地区もあるわけでございます。いつ起こるともわからない火災、災害時、緊急時等の連絡・支援・救援体制はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

まず1 点目の質問よろしくお願ひいたします。

○議長（清水敏夫君） 古川文雄君の質問に答弁を求めます。

消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） それでは、1点目の消防団の幹部組織体制の見直しについてお答えさせていただきます。

郡上市消防団におきましては、ことしの4月からこれまでの3名の専任の副団長制を廃止しまして、7名の副団長ポストを置き、方面隊長がこれを兼務することとしております。副団長7名の中から筆頭副団長を郡上の南部から1名、それから郡上の北部から1名の2名を選出しております。市の消防協会としては、この2名が副協会長ということになります。団長が事故により欠けたときは筆頭副団長の1名がその職務を代理することとしております。

想定される主な場面ですが、市に災害対策本部が設置されたとき、団長がこの本部に入るわけですが、このとき団長が出席できないときは筆頭副団長の1名がかわりに入ることになります。このとき方面隊長、欠けた方面隊の指揮は筆頭の副方面隊長がとることとなります。当然ながら、団長が対策本部に入られる場合は筆頭副団長は自分の方面隊の指揮をとることになります。

この組織の見直しですが、平成20年度から消防団組織の適正化について最高幹部会議等で協議しまして、郡上市消防団適正化計画を作成して段階的に進めてきているところです。

この体制としました主な理由には2つあります。まず1点は、方面隊長には自分の方面隊の団員を指揮監督し地域の守りを固める任務があります。副団長については団長の命を受けて7方面隊、つまり郡上市全体の団員を指揮監督し守り固める任務があるわけですが、方面隊長に副団長を兼任させることによりまして、自分の地域とプラスして郡上市全体を守るという責任を持っていただいて、今までよりも広い視野で対応してもらおうこととしました。2点目には、広域災害で1つの方面隊で対応できないとき、副団長の立場で他方面隊との連絡調整を行うなど指揮命令システムの効率化を図ること、これが理由であります。

専任の副団長を設けないこの体制につきましては、ことしの4月から始まったばかりですので、今後、この体制のよしあしを評価しまして、当然悪い場合は検討するということとなります。

続いて2点目の質問ですが、昼間の火災等災害における出動体制ということですが、現在の郡上市のサラリーマンの団員は83%で、地域によっては議員が御指摘のとおり昼間の火災等の災害対応が難しいところがあります。この状況に対応するために次の5つの対策をとっております。

1つ目が、平成22年度に、企業に勤める団員が勤務中に発生した火災等に出動できるように、団員が5名以上勤める企業につきましては消防団活動への協力依頼文書を持参しまして、それ以下の企業につきましては団員に文書を預けまして各企業に出動の協力依頼をさせていただきました。なお、大企業については消防団の幹部が出向いて協力依頼しております。これ以前にも、大きな企業につきましては協力依頼を実施しているところです。

2点目に、平成23年の4月から方面隊同士が隣接する場所の火災は2つの地域同時に火災サイレ

ンを吹鳴させまして、関係する消防団が出動する体制をとっております。例えば八幡町の小那比で火災が発生した場合は、八幡全域とそれから美並全域に火災サイレン放送を実施します。この放送によりまして、1次出動の八幡方面隊の5分団、それと美並方面隊の小那比に近い部が出動する体制をとっております。

3つ目に、各方面隊の火災出動体制ですが、八幡と白鳥、美並方面隊につきましては段階的出動ということにしております。段階的出動というのは1次出動、2次出動、3次出動ということですが、あと高鷲、大和、明宝、和良方面隊につきましては、最初の出動要請で全分団が一度に出動する体制としております。これによりまして、平日昼間の団員が不足する地域をカバーすることとしております。

4つ目に、基本団員が確保できない場合や平日・昼間の災害等で団員が不足する分団とか部につきましては、災害等支援団員を確保することとしておりますが、まだまだ確保が十分でない状況でありますので、今後自治会等にも協力をお願いしまして、入団を勧めていきます。

5つ目には、災害出動は各方面隊で出動計画を作成して運用しておりますが、必要に応じまして、他方面隊へ応援要請を行えば各方面隊は出動する体制としております。

そのほかにも、現在一部地域、一部地区につきまして部の統廃合を検討中であります。これは効率的な出動のための統廃合であります。

それから団員の確保対策としましては、これ最後になりますが、広報媒体を活用しての募集案内を随時しております。例えば市のホームページは毎年それから広報紙につきましては毎年1月から3月、それからケーブルテレビの情報番組、データ放送、音声告知放送というようなことで募集案内しております。

ことしの1月から2月にかけては、自治会の支部総会に団長と私とそれから方面隊長が出席をしまして、団員確保について協力をお願いしました。各方面隊につきましては方面隊の幹部等が自治会へのお願いを実施しているところであります。

以上です。

○議長（清水敏夫君） 健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） 3点目の高齢者の世帯の方への支援・救援体制ということでございますけれども、健康福祉部のほうで今しておりますことについて若干だけ御説明させていただきます。

ひとり暮らしの高齢者につきましては、住民基本台帳上、郡上市の世帯では約2,000世帯ほどがひとり暮らしの世帯ということでございます。その中で今、平成19年度から要援護者登録というようなことで要援護者台帳の整備をしております。現在、8月の現在でひとり暮らし世帯の方については1,549名の方が登録していただいております。住民基本台帳上との違いにつきましては、入所されておる方とか世帯分離の方が入っておりますのでその分は違ってございますけれども、約1,549名

の方がひとり暮らしということでは台帳上登録されております。

その方々につきましては、民生委員さんでありますとか消防団、それから自治会長の方々にその情報を提供しながら、いざというときにその台帳を役立てていただいておりますし、昨年の8月小那比地区でありました大雨のときにも、我々のほうに持っております台帳によりましてその高齢者の方の安否を、地元の方々に御連絡して安否確認等を行ったということもございます。

それから2点目でありますけども、ひとり暮らしの方でありますとか障がいの方に対します緊急通報システムの装置を設置させていただいております。23年度設置台数は586台でございます、火災でありますとか相談事業等々で御利用していただいておりますのでこのことも高齢者の方の、特にひとり暮らしの方には役に立っておるのではないかなというふうに思っております。

最後にもう1点でありますけども、ソフト的なことでもありますけども、社会福祉協議会それから自治会、民生委員さん、福祉員さん、母子成人保健推進員さんなどと連携しまして、年に約20回ほど23年度も地域の中では高齢者の見守りづくりというようなことでの研修会をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

(10番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 細部にわたりまして御答弁いただきましてありがとうございます。特に今、消防長のほうから御答弁いただきましたところでございますし、特に幹部の組織体制につきましては今までの過去の経緯やら等々があるというお話はわかりますけれども、何せ広い郡上市でございますし、いざ災害がこのくらいで、あちこちで発生してる中で、減員というのは、減員というのは減る体制ですね、兼務すればいいとか代理の方がおられるということは理屈的にはわかりますけれども、現実的には減ってるというのが現実だと思いますので、その辺はさらに検討いただきたいということでお願い申し上げたいと思いますし、また消防団の体制につきましても今おっしゃったことはよくわかりますけれども、現実的にそれがいざ緊急時に災害時にいかにそれが徹底されるかというのは非常に重要な部分だと思いますし一刻を必要な場面だと思います。さらに消防団また自治会等の連携をとっていただきながら、さらなる充実をお願いしたいなというふうに思っております。

また、高齢者見守りの関係につきましても御答弁いただきましたけれども、特に、本当に私もこの春回らせてもらったとき極めて高齢者が高いなということと、特にそういう地区というのは高齢者ばかりということとあわせて特に耳の聞こえん方、遠い方が非常に多い、そんな中でいかに連携網、連絡網を徹底するかということを痛感しておりますので、今言われた施策も大いに活用いただきながら、さらなるそういう連絡網を徹底いただきたいということをお願い申し上げまして、1点目の質問を終わらせていただきます。

2点目でございますけれども交通網の充実対策でございます。

昨年の秋に岐阜バスから市内路線のこししの9月末をもって撤退が発表されました。市におきましては、撤退路線の対応に向けてその後早速、路線の確保と利便性の向上対策を含めて対応いただき本当に御苦労さまでございました。感謝を申し上げるところでございます。

私たち議会の委員会におきましても、昨年来種々御要望を申し上げましたが、岐阜バス撤退路線と長良川鉄道との有効な連携、このたびの充実路線等における主な利便性の向上面、充実改善点をお願いしてきたところでございますが、どのような状況かお尋ねいたします。

また、特に撤退路線等における路線運行費用の市の負担状況は、今までの岐阜バス運行と比較しましてどのような状況にあるかお尋ねいたします。

観光のまち郡上へ向けまして、近年のますます高齢化が進行しております。公共交通の利用者がますますふえますことと、この公共交通の中に郡上にとっては高速バスが非常に重要度、期待度が増しているというふうに思っておるところでございます。そんな中、今後の交通充実対策が極めて重要と思います。岐阜バスにおける見通しと名古屋高速線が廃止されるという中、郡上市から名古屋方面への方向性の確保、市外から名古屋・岐阜等からのバスの利用者の充実対策についてどのように努力いただいております、どのようにPRされていくお考えか、また、高速バスの充実の中で高山・北陸方面とのルートの充実はどのようにお考えかお尋ねいたします。

あわせて、郡上八幡上り線の高速バス停が現在、御存じのように急な数十段の階段を利用しなければ乗車ができない状況にありまして、高齢者等弱者の方々にはとても危険な状態にありますことと、岐阜バス以外のバス会社も郡上の中でのメインのバスストップはこの郡上八幡の、特に上り線が危険な状態の中でのバス停がメインであるわけでございます。このバス停につきまして、そんな関係から改修もしくはバス停の移転が必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、このたび実証運行されておりました美濃美並線でございますけれども、本格運行ということで大変御配慮いただきましてありがとうございます。特に美並八幡線、美並美濃線が週2回の運行とされております。そんな中で早速でございますけれども、地域の方々からは今2回というようなことで、ぜひとも増便していただきたいということで多くの方々から寄せられておりますし、特に市内の中でも他の地域は毎日運行されておりますけれども、そんなふうで週2便というようなことで、ぜひとも便数をふやしてほしいという多くの方から要望が寄せられております。早期に増便いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上2点目よろしくお願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 日ごろ交通対策につきましてさまざまに御提言あるいは御指摘いただ

きましてありがとうございます。

ただいま冒頭言われましたいわゆる岐阜バスの主要路線の撤退につきまして、ちょうど1年ぐら  
い前でありましたけれども新聞報道でも大きく取り扱われまして、市民の皆様にも御不安をお持ち  
になったことと思っておりますが、ようやく先般の9月広報におきまして、市議会の皆様にも前も  
って十分これを見ていただきながら、この岐阜バス撤退に伴う新事業者の決定ということで広報を  
一月前でさせていただきました。何とかこの10月1日、引き続きましてこの路線が維持され、また  
は継承されるということで、大変ほっとしておるところでございますし、また地元の企業がこうし  
た路線を担っていただけるということは、地元の地域経済あるいはさまざまな市民の皆様の日ごろ  
接するお声を聞いていただいて、サービスをいろいろと考えていただくということにつきましても、  
本当にありがたい取り組みになってきておるのではないかとこのように思っております。

この間、企画課におきましては相当各団体、とりわけ郡上高校、北高の生徒が一番多く使うわけ  
でありますけれども、PTA、学校、あるいは地域におきます公共交通会議それからバス事業者、  
長良川鉄道とさまざまな場面で意見交換しながら、今ある不都合をどのようにこの機会に変えて改  
善できるかと、いわばピンチをチャンスに変えていこうと、こういうふうな思いの中で1年取り組  
んできたわけでございます。

そこで、重立った取り組みといたしましては、まず1つは、路線ごとに考えてみますと、郡上八  
幡白鳥線につきましては、これは白鳥荘川線と一体となった運行ということ、これを実現すること  
ができるというふうにして思います。それから明宝線につきましては、早朝便のダイヤ改正により  
まして郡上北高へ通学される場合、今まで接続が悪かったわけですが、なかったわけですが、これを  
改善して通学できるということとなりました。また和良線につきましては、大規模林道八幡高山線  
を利用するルート、そちらに変更をするということによりまして、安久田地区の公共交通空白地域  
の解消ということが実現できてきたというふうに思います。

また、あわせて、八幡白鳥間のバスは1便減らすということで、御議論もあったわけですが  
ども、そのことによりまして地元経費を落とし、一方で一番ネックとなっておりました八幡の駅か  
ら郡上高校へ行くバスを、これを新たに今回いわゆる新しい定期としての連絡定期というのをつく  
りまして、1,000円で郡上高校の学校まで何度も往復できるというふうなことに、1枚の定期でそ  
ういうことができるということにしましたのでそういう関係、それからもう一つは、共通定期と言  
いまして、どちらにでも乗れると、そういうふうなある意味画期的な定期を今回、両事業者の御理  
解また国・県の御指導によりましてこういうふうなものをつくってきたということでもありますので、  
一方では長良川鉄道沿線の皆さんが長良川鉄道を今までは敬遠された方も御利用になるというこ  
とがありますから、地元経費をある意味落とし、一方で長良川鉄道走っておるわけですから、こちら  
を御利用になる方が大いに促進されるという方向へ持っていけるのではないかとこのように思

今考えております。

実際アンケートをとっておりますけれども、そちらのほうの、もしこういうことが適用された場合には乗ってみたいという方が相当あったわけでございます。細かい数字は今省きますけれども、いずれにしてもそういうふうな形の中で、少しでも公共交通という現在運行しておるものがより効率的にそして便利に運用されていくように取り組んでおるところでございます。

また、そのほかのことにつきましては先ほどの明宝線、和良線につきましては、非常に今まで別のそれぞれの定期を使って、和良線の場合ですね、北高へ行こうと思うと非常に高い料金設定でありましたが、これも昨日の補正予算審議の中で細かく御説明した面もありますけれども、いわゆる北高へ通う生徒、郡上高校へ通う生徒が双方、おおむね同じ距離間であれば同じような定期としてそれが連絡定期として適用できるというふうな基準で、3,000円ゾーン、5,000円ゾーンというのを設定しまして、特別ないわゆる高校通学生が足を、郡上市内が平均的な価格でそして今までよりは全体としては格安な形で御利用できるというものを今回編み出してきたということも一つのよかった点ではないかと思えます。ぜひ御利用がふえるように願っているところでございます。

それから、運行経費につきましての御質問がありましたけれども、明宝・和良線につきましては、昨日お認めいただきましたように、この10月から3月末までのいわゆる欠損の補助、そこを埋める金額としての市の補助金2,241万円を補正として計上しお認めいただいたところでありますが、運行経費につきまして、これまでは明宝線でありますと244円で計算しておりましたが、今般201円ということで約18%これは運行経費をコストカットができました。和良線につきましても235円が201円ということで約15%程度コストカットができると、こういうことがございます。

またもう一つは、和良線がルート変更で安久田地区を經由して新しくそこを、空白地域を埋めていくと、こういうふうな取り組みになりましたので国庫補助対象として新規に、今までよりここだけで560万円相当が増額になるということでもありますので、全体として収支を計算しますと、運賃をある意味引き下げた場面あります、それから運行コストも下がったという面がありますし、トータルとしての国庫の補助金の獲得ができたということで、平成23年度にはトータル3,573万円という形で実質市の負担額を計算しておりますが、約1,000万円程度削減して2,543万円程度に抑制できるのではないかと、これ現在の見通しでありますので、決算へ向けては努力をさらに必要とするところでもありますけれども、そんなふうな見通しを現在は持つておるところでございます。

せいぜい御利用をいただきながら、そして活用をいただきながら、皆さんに愛される公共交通ということで運営させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから2つ目の御質問でございましたが、名古屋方面へ向けてのバスにつきましては朝と夕方の八幡名古屋線が廃止となるということで、相当強く要望活動を続けてまいりました。結果的にこれは廃止ということになりました。つきましては、今この高速線が各務原のバス停、高速上の、そ



こで関美濃から名古屋へ向かう高速線に乗り継いでいくことができるということに理屈ではなるわけですが、実際は数分先にそちらが出るという状況でありましたので、その接続について岐阜バスに要望しまして、その点が一定配慮していただきましたおかげで今回、朝便、夕便あるわけですが、それぞれにおきまして、朝便は6時から8時まで3便、大体4分から21分の間の乗り継ぎ時間、それから夕方便は18時から20時までに3便、これは2分からちょっと長い47分というのがありますけど、いずれにしてもそういう形ではつないでいけるというふうにして対応はしていただきました。

また、郡上市からできるだけそういうふうなアクセスにつきましては非常に重要な路線ですからPRさせていただくことと、岐阜バス以外にも濃飛バス、JR東海バス、名鉄バス等が高山と名古屋市を結ぶ高速名古屋線として9本運行されております。これ予約制で郡上八幡インターバス停で乗降になりますが、こういうものもせいっぱい御利用いただきますように御利用のPRをさせていただくというふうなことを思っております。

実際、相当自分もこれを何度か使いましたが、多くの方が御利用になっております。問題はあくこの急な坂道の階段ではありますが、高速バスは高速路上を走ります。非常にああいふうな地形の中で一定の定車帯をつくって、そこに上りおりしなくてはいけないということではありますが、エスカレーターとかエレベーターとか、あるいは場所をかえるとかいろんなやり方があるかもしれませんが、当面のところにおきましては、この利便性のある高速バスを使うに当たりましては、私自身も大変高齢者の皆さん、足の弱い方には本当に申しわけないという気持ちは持つておるわけですが、当面のところ、あのところの改修してどのように改善ができるということにつきましては難しい状況にあるという現実をまずきょうのところは、申しわけないと思っておりますが申し上げなくてはならないというふうに思います。

今後とも何ができるかということ等につきましては検討はさせていただきますが、これまでも防犯灯を、充実を地元の皆さんも御協力いただいてしていただいたり、あるいはバス停の清掃関係をしていただいたりといろんなことがありますけれども、構造上の問題につきましては、現時点としてはこれをうまく解消していくことはなかなか難しいという現状をお話しさせていただくことにとどめさせていただきたいと思っております。

それから最後に、美並美濃線につきましては約1年間実証運行してまいりまして、実際これも本当は長良川鉄道で対応するという基幹交通の方針が出ておりましたが、これは美濃駅における急な階段対策と、これ我々も行きましたが急な階段であって、これは何とかできないかと、こういうふうな取り組みの中で、ちょうど美並巡回バスのあいた時間を利用させていただきまして、人手もそして車両もふやすことなくそれを対応することができないかということでこの1年取り組んできたわけですが、ことしになりましてアンケートをとりましたところ、1便当たり5.6人あると

ということでもありますので、週2便でありますが朝行き夕方戻ると、そういう便で大変これもふやす必要があるとは思いますが、しかし現場のアンケート、利用者の皆さんとの話し合い、そういうところの中では、今の便で一応今御利用の皆様につきましては御理解いただいております状況であるということでもありますので、これを本格運行をし、さらに利用者の状況を確認しながら、今後の課題とさせていただきたいというふうに思っております。

ほかの地区で動かしておりますバスにつきましては、中には週5便、6便やっておりますのはスクールバスと併用しておりますものがありますので、そういうふうな事情の中で対応しとるものもありますが、全体としては和良・高鷲の巡回バス、大和のふれあいバスも週2日から3日ということがありますので、当面、美並美濃線につきましても、こういうふうなサービスの延長ということでまず取り組みをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(10番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 細部にわたりまして御答弁いただきましてありがとうございます。特に先ほど来申しておりますようにまた部長も答弁いただきましたように、特に公共交通の中で高速バスというのは非常に郡上にとっては重要な路線であり期待が高いわけでございますし、今八幡の上り線のバス停につきましてもかなり難しいということは言われましたけど、当然、存じておる中で大変な状況でございますし、あわせまして、下の駐車場も考えますと全然ないということもひっくるめて、今後さらなる御検討がいただきたいなというふうに思います。特に高齢者、弱者が多いわけでございますので、早期に御検討・努力はいただきたいということが1点。

それから今、美濃美並線の話だけされましたけど、私が申ししたのは今後便数をふやしてほしいのは美濃八幡線もそうでございますが美並八幡線も増便いただきたいということで、これも早期に御努力を賜りたいということでお願い申し上げまして、2点目の質問を終わらせていただきます。

3点目でございますけれども、各地域教育事務所の方向と公民館専任主事の充実についてでございます。

教育委員会地域教育事務所におかれましては、地域の学校教育、学校給食、社会教育におきましては、公民館活動を初めスポーツ、社会体育活動、文化財の保護保存活動等幅広く市民の皆様方の身近な教育窓口として取り組んでおっていただくところでございます。職員さんが今年度から削減されました中で公民館専任主事が配置されております。現在の地域教育事務所の組織・職員体制を今後どのようにされていくのかお尋ねいたします。

そのような中で今年度から公民館専任主事が設置され、担当者の方は頑張っていただいておりますところでございますけれども、勤務時間が午前9時から午後4時までというふうに聞いております。

公民館活動で土曜日、日曜日に勤務されますと平日にその分の休暇をとるようなシステムというふうに聞いておるところでございます。専任主事は夜間や土日、休日の事業もたくさんありますし、職員さんとの連携も大切であるというふうに思っておるところでございます。

市民の皆様方からは、せっかく配置いただいているので、専任主事さんの勤務時間を通常の職員さんと同じ8時間勤務としていただき、連携とれるような体制にしていきたいと思いますとの要望を聞いておるところでございます。ぜひとも職員さんと同じ勤務時間となるよう早急な予算づけをお願いしたいというふうに思いますことと、市民の皆さんの教育の窓口である公民館活動等教育業務の充実のためにどのような体制で臨まれ、専任主事さんはどのようにされていくのか、早急な対応が望まれますがいかがでしょうか。よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 地域のそれぞれ今教育を担当するセクションにつきましては、議員おっしゃったようにそれぞれの地域の教育の課題と現地機関として特色ある教育の推進に本当に力を入れて活動しているところですが、今後組織体制や今後の教育推進につきましては、市全体の組織とそれから人員配置等の関係もございまして、今後市長部局と十分協議しながら、その組織体制や人員配置のあり方についてはさらに検討を加えていきたいというふうに思っております。

公民館の専任主事のことでございますけれども、専任主事を新たに配置してからは5カ月を経過しました。その間、それぞれの公民館でまず公民館の施設の管理、あるいはこれは使用料の徴収も含めてですけども、そういった受付業務あるいは電話の対応、そして公民館のさまざまな会議やあるいはイベント、そして講座の企画運営といったことについて、本当に一生懸命取り組んでおっていただきます。また、公民館だよりですとか、あるいは公民館の館長さんの会議等にも出席していただいて、月に1回は専任主事の会議も開いております。そういった中で、それぞれの公民館の活動の状況についての情報交流をしながら、各公民館の活動内容がさらに充実するようということで、本当に精力的に活動していただいているというのは現状です。

しかし、今御指摘があったように、特に地区公民館の数の多い地域では、実際の勤務時間が制約されていてなかなか思うように活動ができないといったような声も上がっておりますし、また専任主事の配置数そのものも少ないのではないかというような声も私たちとしては聞いております。

それで、勤務時間につきましては、今後の活動の状況を見ながらですけども、何とかふやしていくというようなそういった方法はないかということについては、これも具体的に検討していきたいというふうに思っておりますし、当初、専任主事の配置につきましては、計画的に徐々に増員していくというのが私どもの願いでありますので、白鳥それから大和、美並のように多くの地区公民館を持っているところにつきましては、その専任主事の増員についても今後検討を加えていきたい

というふうに思っております。

(10番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 御答弁いただきましてありがとうございました。特に地域教育事務所とい  
いますか教育の事務推進体制でございますが今検討しておるということでございますが、できるだ  
け早期に方向性を示される中で職員体制があると望ましいというふうに思ってますことと、今の専  
任主事さんにつきましても前向きな御答弁いただきましたけれども、特に今そんな要望が出ており  
ますので、早急な補正予算もぜひともお願いしたいということをお願い申し上げまして、終わらせ  
ていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、古川文雄君の質問を終了いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（清水敏夫君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。長時間にわたりまして各自御苦勞さまでした。ありがとうございました。

(午後 3時56分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長      清 水 敏 夫

郡上市議会議員      田 中 康 久

郡上市議会議員      森      喜 人

